

關の稅收を全部償還用に支出し、然る後此借款によりて得たる金額を償還用に用ふることに決定せり。而して收入及支出一切の手續は、中・交及滙豐の三銀行に於いて分擔することと爲せり。初め三銀行中、中國銀行の處理に屬するもの最も多額に上り、殆んど總額の三分の二を占めたりしが、其後十一年より交通銀行は、公債の部分に對して積極的に事務を經理するに至り、遂に前年に比して甚だ多額の取扱を行ひたり。滙豐銀行の公債事務取扱は、三銀行中に在りて、終始極めて小部分を占め、總額の約百分の一・二五乃至六に過ぎざるなり。此外各地の海關に於いて、間々收入及支出事務を代行せるものありしが、其數は又極めて少額に過ぎざるなり。民國七年より八年に至る間の擔保金たる各常關稅收は、悉く初めの如くならざりしも、但し已に中・交二銀行より借款せる二百七十六萬九千元を償還するには充分足り、此金額は六回に分ちて償還され、八年六月には全部の償還を終りたり。

四年公債第一次の抽籤は、原來七年二月に舉行すべく規定せられしものなれども、其後延引して八年一月に至り、始めて舉行することを得たり。此償還に要したる金額は、アグレーン氏より政府の同意を得たるものにして、七年度關稅剩餘金を取り、第一回の償還は、即ち七年度關稅剩餘金の上海規元二、六五二、六二八・六六兩を以て支拂ひ、其後は關稅剩餘金を正式に內國公債の擔保と爲したり。而して此舉は實に其嚆矢たるなり。

四年公債の第一次抽籤を舉行せる後、三箇月半にして又三年公債第二次抽籤の期日となりしかば、政府は又中・交二銀行と商議を重ね、元金償還の責は、二銀行に於いて各其半を負擔することに決定せり。但し借款の方法は上述せる第一次抽籤の場合とは稍や異り、其抽籤該當債券に對し、此二銀行に於いて直接立替金を支拂ひ、滙豐銀行より支拂ふものは、其支拂金額は、中國銀行より日々送金せり。尙將來此二銀行の立替金に對する其償還方法は、亦前回同様にして、稅收の積立金にして相當の金額に達したる時、期日を分ちて送金することとなり、此金額は九年二月に略償還せられたり。只擔保となしたる各常關の稅收は、財政部の計算に據れば、毎年七百萬元に達すべしと雖、但し稅收の大部分は常關所在地の軍人の截留する所と爲り、直接中央に送付すること能はず、譬へば七年度に於ける此種擔保たる各常關三十六所の如き、其内の二十五所の實收額は六、八五七、七三三元に達したれども、而かも其大部分は多く截留され、中央の實際受取りたる金額にして、內債基金と爲れるものは只一、七七四、〇七三・一七元に過ぎず、當時屢抗議せるも效果無く、中央政府も如何とも爲し難き有様なり。但し政府は即ち此れによりて公債所有者に對する責任を負ふこと能はず、特に此の如きのみならず、且つ全力を擧げて其信用を保全せんとするも、唯現金枯竭せるは、此れ最大なる困難なり。此時に當り、復た意外の助力を得たり。其一是戰後銀價の暴騰せることにして、即ち其結果八年乃至九年銀を以て割合せる金額にて外債を支拂ふ時は、其償還額は大いに減せられ、

従ひて關稅剩餘金は大いに増加し、此金額は自由に處理することを得るものなり。其二は對露團匪事件賠償金は、其國內に革命勃發せるにより、既に暫次支拂を停止せしかば、此金額は亦暫次流用し得べく、只此金額は十一年一月に至りて始めて用ひらるゝ不便あるのみ。目前流用し得るものは、只預金せる關稅剩餘金のみなり。故に四年公債第二回の元金償還及三年公債第三回の元金償還（二者共に九年に舉行す）以後、四年の第三回と三年の第四回（共に十年に舉行す）は、一部分は皆此關稅剩餘金を以て支拂せり。此關稅剩餘金は、當時各方面より注視する所となり、後四年特種公債の擔保金と爲れり。尙其詳細なる内容は、更らに項を別にして記述すべし。此當時原有公債の擔保金の殘餘を以て、上述せる歷次發行せる公債の元金償還用に供することを議決し、其不足額は、即ち關稅剩餘金を以て之れを補へり。民國十年、七年短期公債の擔保金の殘餘額二、〇七九、一八八・九六元は、四年公債の償還用に供し、十一年復た殘餘金一、八六〇、二三八・四七元は、其用に供せりと云ふ。

十一年より始めたる三年及四年公債の元金償還事務は、一新紀元を開きたるものと云ふべし。蓋し以前は曾て獨逸に對する停止の團匪事件賠償金を三四年公債利息の擔保金と爲し、此例に従ひて十一年より停止せる對露團匪事件賠償金をアグレーン氏の保管に歸せしめ、三四年公債の償還基金と爲せるを以て、二種の公債の利拂及元金償還は、共に確實に保證せられたり。且つ總統令により

て許可され、二種の公債の満期後を待ち、此等擔保金を五年及七年長期公債の基金に移すこととなりしが、此二種の公債は、其後其地位亦穩固となるを得たり。擔保たる各常關稅收は、民國八年以後、毎年中央に交附せる金額は、僅かに十餘萬元なりしが、此れより對露團匪事件賠償金の支拂停止あるにより、之れを流用して其不足を補ふことを得たれども、然らざれば、即ち公債の元金償還は、將に深き影響を受けたるべし。此舉あるにより、三年公債最後の元金償還及四年公債最後の三回償還をして、共に回数通り舉行することを得、並びに原定の期間内に結末を告ぐることを得たりと云ふ。

第九章 四年特種公債發行の由來

民國十一年年初、四年公債第三回の抽籤後、抽籤債券を點檢回收せる時、忽然として回收額の原定發行額に比して一萬元券一枚多きことを發見せり。該券の圖案印章は、悉く原券と符合せるを以て、此事件に對しては、其後も各方面共に解決に苦しむたり。然るに其後探究せる結果、六年年初に當り、袁世凱の世を去るや、政府の金錢を要すること甚だしく、他に金錢を得る途無かりしを以て、三四年公債の賣行良好なりしに鑑み、遂に額外に發行せる事を知りたり。四年公債額は三、二七一、五九〇元、三年公債は一、九六、〇〇〇元（後此民國九年の整理金融公債も、亦額外發行額は八十

九萬元に達したり、に達したり。此事件は當時總稅務司に通知せず、財政部に於いて聲明し、此種の特種債券は、原有債券の基金の利益を享くるを得ずと。尙發行せる時、曾て購買者（大部分は上海の大商店なり）に向ひて説明し、其利息は、財政部より別に特に金錢を準備して支拂ひ、將來抽籤して公債を償還する時、特種債券中の番號にして、若し原有債券の番號と符合せるものあれば、財政部に於いて特別に金錢を準備し、其元金を償還すべしと。並びに此公債は市場に在りて賣買し、或は私間に於て授受するを得ずと規定せり。財政部の規定せる各種の辦法にして、若し果して規約の如く施行せられなば、即ち亦葛糾を生ぜざるべし。但し述べたる所の特別の金錢は、其後豫定通りの期日に準備すること能はざりしを以て、各購買者は遂に特種債券を原有債券に替へて元金利息を受取るに至れり。此事の公布せられたる後、人民の政府の公債政策に對する信用は、大いに震激を受け、竝にアグレーン氏は特種債券の元金利息を取領する時は、原有債券と相混合するを得ずと聲明せり。其後抽籤債券を詳細に調査せる結果、四年公債第三回の抽籤後、公債基金中より特種債券に支拂ひたる金額は三〇八、七二〇元に達し、第二次償還時に支拂ひたる金額は四萬元に達したることを知りたり。十一年三月は即ち特種債券の番號を詳細に公布し、將來此債券を購入するものをして、孰れが原有債券にして、孰れが特種債券なるやを認知せしめたりと云ふ。

特種公債の事を發見せる後、遂に財政部・總稅務司及債券購入者の三方より互に商議せる結果、政

府より正式に四年特種公債額計二百八十萬元を承認し、該特種債券の殘額及三年と九年の額外發行額は、概に廢棄を行ひたり。一方アグレーン氏及政府に於いて承認せる二百八十萬元の特種公債は、其利息金は以後アグレーン氏に於いて原有公債利息の擔保金内より支拂ふことと爲し、只原有債券の利拂事務とは混合せざることと爲せり。元金の償還に要する金額は、積立金中の公債基金の利息金より支拂ふことと爲せしが、而かも此巨額なる金額は、何時相當額に積立つることを得るや、又元金の償還額に充當せしめ得るや、共に豫定すること能はざるなり。此方法を議定せる後、三種の公債（三年・四年及九年）の額外債券は、全部北京に運び、アグレーン氏によりて承認されたる四年の特種公債二百八十萬元は、別に特製の記號を加へ、合法的債券と爲し、即ち元金の償還及利拂を得せしめ、其番號は別に記録して公布し、餘のものは概して財政部に送りて燒燬せり。今迄で此種特種公債は、已に抽籤に依りて元金の償還を行ひたること三回に及び、毎回計七十萬元に達し、第一次は十二年十二月、第二次は十三年 月、第三次は十四年三月なれば、合計已に總額の四分の三を償還せりと云ふ。

特種公債に關しては、尙一節あり、附帶一叙すべし。最初此券の未だ發見せられざりし時、アグレーン氏は已に之れあることを察知し、四年公債の利拂の時、其實際の支出額は常に原定額を超過せるを以て、頗る奇異に感せしものなり。謂ふ所に據れば、此れは債券所有者の私に已に満期とな

れる債券の附隨利息券を剪み取り、之れを現金に兌換するに依るものなるべしと。但し此利拂支出額の超過は、愈々巨額に上り、第九次及第十三次には特に巨額に達し、原定額に比して百分の七乃至十四の超過を示したり。是に於いて此内には必ず別の事情あるを察知し、即ち自から額外に債券を發行せるものなることを發見し、竟に此疑問も解くことを得たるなり。蓋し此債券を所有するものは、財政部より利拂期に至るも其支拂無きにより、遂に私に此券を原券に代へ、銀行より利息を先取せるものなり。故に上述せるが如き現象を來せるなり。

第十章 五年公債發行後其先衰後盛の原因

五年公債發行の前後を論ずれば、三年及四年公債發行後は、五年六厘内國公債なり。五年の當初、財政部は豫算の準備中にありしものにして、此公債も亦協議中に在りしが、三月十一日に及びて發行し、其總額を二千萬元と規定し、利息は三四年公債と同じく年六分と爲し、毎年三月及九月末に支拂ひ、發行價格は額面高の九五掛となし、三箇月以内に購入するものは、更らに一掛を減じて九四掛となせり。但し第一期の利息は、發行後數週間に支拂期日に達するを以て、當時現金を支拂ひて債券を購入するものは、實際は其價格は九一掛となり、利息は差引さるゝなり。將來償還の抽籤は、毎年三月末及九月末の二回に舉行する規定にして、六回にて全部償還し、並びに全國の煙酒

公賣歳入一千百六十八萬元を以て元金の償還及利拂の擔保と爲すことを指定し、此外財政部より毎月現金十萬元を準備して内國公債局に支給し、アグレーン氏より指定銀行に預金して毎期の利拂用と爲し、且つ償還期限を短縮せしめ、特に有利なる方法を定めたりしと雖、而かも發行當時適々雲南に事件起り、政局に變動を來したれば、三箇月以内には、僅かに三十萬元を募集し得たるのみなりき。然るに其後此公債も民國十年整理案内に歸入せるを以て、民間の購買者始めて増加せり。十年の年初此公債實際の發行總額は七、七七〇、五一五元にして、同年三月の發行額は千二百萬元に激増し、九月末には即ち二千萬元に達したり。此半は整理案の成立に依るべく、即ち信用の堅固とされる結果、又他の半は一部の債券あれば、其額面に應じて新華儲蓄銀行の優先債券購入の權利あるが故なり。此債券は一枚十元にして、其總額は一千萬元に定め、三年十月に發行し、宗旨は新華儲蓄銀行を創設するに在り。此券は三年毎に一回抽籤を行ひ、抽籤に當れるものは巨額の獎勵金を得べく、其餘の當らざる者は券面に從ひて償還すべく規定され、發行後は期に從ひて抽籤を舉行せり。但し餘額の未だ當らざる券は、即ち十年に始めて上述せる方法に從ひて受け戻さるものなりと云ふ。

五年公債發行後、政局の變動によりて財政枯竭せしかば、既定の計畫に從ひて償還の抽籤を舉行すること能はず、九年三月に至り、政府は中國・交通の兩銀より借款し、始めて第一回の抽籤を舉行

することを得たりしが、此時は規定せる時日に比して已に三年を延期せり。償還額は合計一、二四二、四一〇元にして、約總額の十分の一に達せり。此公債は既に整理案内に歸入し、殘金一八、七五七、五九〇元は、十五年より十七年に至る間に六回に分ちて償還することに決定し、第一回の償還額は毎回三百萬一千二百四十四元にして、已に十五年三月及同年九月に期日通り舉行せり。整理公債條例の第四款の規定に據れば、三年及四年公債全部の償還を終りたる後、餘れる擔保金額は、盡く先づ五年公債の元金償還及利拂の用に供せらるなり。此規定に従へば、支拂停止中の對獨團匪事件賠償金は三、四年公債の利息を全部支拂ひたる後、即ち盡く先づ五年公債の利息金に提出さるべし。又既に定められたる三、四年公債償還用の擔保金は、擔保とせる各公債の全部償還せられたる後、亦此金錢は五年公債の元金償還用に供さるべし。此種のコ金は、詳細に其出所を擧ぐれば、即ち(一)支拂延期の五年範圍以外の支拂停止の對露團匪事件賠償金の部分、(二)擔保に指定せる五十支里以外の各常關稅收、(三)支拂停止の奧地利團匪事件賠償金の部分なり。アグレーン氏は上述せる規定を基と爲し、即ち十三年九月より、期日に從ひて支拂停止の對獨團匪事件賠償金の部分より五年公債の利息を支拂たりと云ふ。

第十一章 七年短期公債發行の詳細事情

民國六年、即ち我が中國の對獨絕交、協約國團體加入の一年は、未だ新公債を發行せざりき。蓋し五年公債發行後、未だ圓滿なる結果を得ず、又國內の政變紛糾せるにより、此種の募債方法は暫時停止せざるを得ざりしなり。但し歐洲戰に加入せしより後、各國は團匪事件賠償金に對し、六年十二月より十一年十一月に至る五年間の支拂延期を許せり。是れにより七年の初め、政府は即ち此種支拂延期の金錢を利用する計畫を有し、其結果同年公債二種を發行せり。一は七年短期公債にして、總額四千八百萬元、一は七年長期公債にして、其總額四千五百萬元、計九千三百萬元なり。政府は七年三月に至りて止めしが、歷年缺く所の中國・交通兩銀行の債權額は、約相等し。此れに先じて此二銀行は團匪事件賠償金の五年間支拂を延期する説あるを聞き、即ち政府に對し剩餘の關稅を以て其缺損金を支拂れたしと請ひ、一方アグレーン氏は即ち剩餘金を専ら三、四年公債の償還用に供せんことを建議せり。然れども政府は此金錢を利用し、新公債を發行せんとせり。其時下落せる紙幣市場に流通せるを以て、政府は此種紙幣は紙面額を以て新發行の公債を購入し得るものなりと規定し、此の如くなれば市場を安定するの效ありと爲せり。最初短期債券一種を發行せんとし、其總額を四千八百萬元と爲し、額面は一萬元と一千元との二種に分たんとせり。然るに各總商會は一致聯合して反對し、全公債は専ら少數資本家及銀行界の購買に供するものにして公平ならずと謂へり。蓋し其時北京の下落せる紙幣は、價格の最低なる時は只六掛なりしかば、紙面の價額にて新公

債を購買すれば、購買者は實に巨利を得ることとなるを以て、商會は銀行界のみの専ら此利を享くる事を願はず、遂に起ちて反對せるものにして、尙公債額の四千萬元は、下落せる紙幣の全數を吸收するに足らずと稱せり。財政部長は各方面の反對の熱烈なるに鑑み、遂に既定の計畫を變更し、改めて債券二種を發行し、利率を年六分に定め、其一方の額を四千八百萬元と定め、五年（即ち團匪事件賠償金の支拂延期年限）を以て満期と爲し、其一方の額を四千五百萬元と定め、二十年を以て満期と爲せり。二種の公債は、百元及千元券を除くの外、共に十元及百元の低額債券あり。本公債は七年より十一年に至る間、毎年六月及十二月末に十回に分ちて抽籤により償還し、毎回四百八十萬元を償還することとなせり。七年公債は短期及長期の二種に分れ、短期なるものは利益比較的多きを以て、政府は此二種の公債の分配を平均ならしむる爲め、即ち長期の一種をして賣上高を充分ならしむる見地より、契約を結びたる購買者に對して、一律に短期及長期を平均して分與すべく規定し、長短の兩公債は各其半分を占めしめ、以て輕重の弊を無からしめたり。此種の方法は頗る良好なる結果を收め、二種の公債は、共に短期限内に銀行及人民に於いて全部應募されたり。發行當時は額面通りに發賣せしが、實際は即ち下落せる紙幣を以て購買せられ、而して紙幣の價格は時に只紙面の六掛けとなり、又七年六月の第一期利息金は豫め控除されしにより、實際の價格は只五七掛内外なり。團匪事件賠償金はアグレーン氏の管理に歸せしにより、短期公債も亦、明に彼によ

りて保管せらるべく定められたり。最初の數年は、外國貨幣下落せるにより、銀貨を外國貨に換算して團匪事件賠償金を支拂たる時、元金減少し、之れにより擔保金額も減少し、有する所は支拂額に不足を生せしが、アグレーン氏は關稅剩餘金中より支拂ひたり。民國八年には規元二、四三六、四四四・三四兩即ち銀元三、三四三、七七八・七〇元を支出し、九年には規元二、五八五、二九五・七〇兩即ち三、五五八、六二一・八七元を支出せり。但し最後の二年間は、利息の支拂ふべき金額減少せるにより、銀の金貨に換算する元金増加せり、（即ち支拂を延期せる團匪事件賠償金の擔保金増加）。是に於いて此公債の元利を完全に支拂ひ得たるのみならず、其支拂ひを終りたる後、尙餘裕ありしを以て、此殘餘額は即ち三年及四年公債の元金の償還用に供せり。七年短期公債は、其後十一年十二月に期限通り償還し終れり。此公債の毎回の利拂及元金償還は、一度として期日通り實行せられざりし事無く、實に我が中國公債中の成績の最も優良なりしものなり。

第十二章 七年長期公債發行の詳細事情

七年長期公債と七年短期公債との最も大いに異なる點は、擔保品の不同に在り。又長期公債は實際にアグレーン氏の保管に歸せざりしことにして、是れ亦其特に異なる點なり。其利率は年六分と定められ、毎半年の六月及十二月末に一回利拂ひ、利息の擔保は未だ特別に指定されず、只條例中

財部より一箇月に鹽稅剩餘金二十二萬五千元を支出して支拂に備へ、毎回期限の一箇月以前に財部より公債局に交付し、然る後更らに中國・交通の二銀行に支給し、以て利札を證據に利拂するに便せしむことに定めたり。元金の償還に至りては、第一次は十七年六月末にして、條例中五十支里以外の常關稅收を以て支拂ふことを規定せり。此條例の公布の時に當り、五十支里以外の常關稅收は、已に三、四年公債償還の擔保金として指定せられたるものなれども、其時財部は大體十七年に至りなば、二種の公債は既に償還し終るべく、即ち未支拂の金額あるも、亦必ず其額は僅少額なるべく、常關の稅收を以て此公債を償還するに十分なりと豫想せしなり。其後整理公債案成立し、即ち三、四年公債の抵當を以て、此公債元金の抽籤償還の基金に爲すことを明に定めたり。元金の償還時期は、十七年より起りて二十六年に止まり、毎期の償還は二百二十五萬元なり。現今要する金額は、大體取消したる對露團匪事件賠償金の支拂を停止せる部分より支出せりと雖、但し五十支里以外の常關稅收は、原來三、四年公債の擔保金となれるものなれば、現在に即ち一部分の補助をなすに過ぎざるなり。此れ蓋し財部の締結せる條例に従ひて處理せるなり。五年公債の利息金は、支拂を停止せる對獨團匪事件賠償金中より支拂ふものに係り、七年長期の利拂方法は、即ち此れと同じからず、整理案條例中此れに關しては、明文の規定あらざるなり。故に後債務整理の普通基金中より支拂ひしが、之れを明に言へば、即ち關稅剩餘金中より支拂ひたるなり。

第十二章 八年公債の失敗と其整理の經過

民國八年、政府は歲入の不足を補助する見地より、民國八年公債を發行し、後十年整理七厘公債と改稱せり。其公債總額は五千六百萬圓、利率は年七分、二月及八月末の半年毎に一回利拂し、發行後最初の五箇年は單に利息を支拂ひ、第六年目より始めて第二十年に至りて止り、毎年抽籤によりて元金を償還し、毎回の償還額は總額の十五分の一と爲し、發行の各債券は、一萬元・一千元・百元・十圓の數種を除くの外、四五年公債の方法に倣ひ、尙五元券一種あり、後整理案成立し、整理公債と交換する時、又一元券を發行せり。此公債の發行價格は額面の九掛と爲し、其元金及利息の抵當は、元財政部より鹽稅剩餘金中より支出することに指定せしが、其後條例變更され、全國の未だ擔保とならざる貨物稅を以て擔保と爲すことに改定せしも、初めて發行せる結果は、亦五年公債と同じく投資界の歡迎を得ざりき。其原因は大體一般人の政府を信任せざりしによるなり。其當時政府の收入は甚だ富豊にして、一方關稅剩餘金も其額増加せしが、一方に於いては各種の擔保品を以て、日本に向ひ巨額の借款を起し易からしめし爲めなりと云ふ。八年公債は既に推行すること不利となり、市價は遂に著しく下落せしが、民國十年の整理公債と交換する方法を定めたる時、其價格は已に五年公債と相等しく、最低の時は約額面の二掛となれり。此公債は、決定せる總額は五千六

百萬元なりしが、而かも實際發行せる額は只三千四百萬元なり。後十年に別に整理七厘公債を發行し、四掛を以て此公債と交換することに決定せり。即ち每舊八年公債百元を整理七厘公債四十元に換へ、此くの如くにして其實際の元金は已に一千三百六十萬元に減じたり。元金の償還方法は、十年より起りて毎年八月末に抽籤により一回償還する規定なり。整理せられたる後、已に五回の抽籤を行ひたり。最初の四回は毎回の償還額六十八萬元にして、十年・十一年・十三年及十四年に分ちて舉行し、第五回は十五年に舉行せるものにして、償還額は合計百八萬八千元なり。第六回の償還額は百六十三萬二千元に規定され、最後の四回は、毎回二百四萬元なりと云ふ。

第十四章 金融整理短期公債の發行經過

民國九年、中央の財政困難となり、且つ中國・交通兩銀行の兌換停止より後、金融阻滯し、公私共に困難を來せり。七年は曾て長短期公債を發行し、北京紙幣の回收を期せしと雖、而かも事實上に於いては未だ效を奏せざりき。政府は北京紙幣を根本的に整理する計畫を爲し、遂に此年の九月金融整理短期公債を發行し、一に九年公債と稱せり。規定額は六千萬元にして、利率は年六分となし、三月及九月末の毎半年に一回支拂ひ、元金の償還も亦毎半年に一回と爲し、十年三月より十五年九月に至る間を十二回に分ちて全部償還することと爲し、最初一萬元・一千元・百元及十元の四種を發

行せしが、後復一元券を増發せり。而して元金の償還利息の支拂は、原來財政部よりアグレイン氏に書面を以て、關稅剩餘金を先づ盡く支出し、若し不足あれば、更らに別金を以て補ふべく請ふ定めなり。發行價格は、額面通り割引無く賣出せしが、實際は下落せる紙幣の紙面額通りにて購買することを許せるものなれば、大部分の價格は七掛け内外なり。此公債は未だ十年の整理案内に歸入せられざりし時、一回抽籤を行ひ、計四、七九七、二〇〇元を償還せり。整理せられたる後、復九回抽籤を行ひ、十年九月に四、八〇六、二〇〇元、十一年三月に同額、十一年十二月に四、七九七、三〇〇元、十二年十二月に四、八〇七、二〇〇元、十三年九月に四、七九七、二〇〇元、十四年三月に四、七九七、二〇〇元、十四年十一月に四、八〇七、二〇〇元、十五年三月に五、三九八、〇五〇元、同年九月に同額を償還せり。現在は原定の償還期限より已に一箇年遅れしも、尙二回分は未だ償還せられず、其金額は計一〇、七八八、二〇〇元なり。此公債は亦四年公債と同じく、額外に八十九萬元を發行せしが、但し四年特種公債の正式に承認せられしより後、餘のものは概して取消を行ひしを以て、此公債の額外債券は已に取消されたり。

第十五章 整理公債案の起原

民國十年、我が中國の發行せる各種内債は、三・四年公債の財政部より常關收入と獨・露に對し支

拂を停止せる團匪事件賠償金を指定して擔保となせるもの及七年短期公債の延期團匪事件賠償金を擔保と爲せるものを除きなば、其餘は殆んど確實なる擔保無く、元金の抽籤償還は、時に期日を誤り、信用日に墜ち、從ひて價格も日に下落せるを以て、銀行公會と財政部長周自齊氏及總稅務司アグレーン氏の三者は商議し、斯くの如く長く延引すれば、將來國家の信用を喪失し、社會の金融に影響するを恐れ、公債整理の件を議し、周氏より內國公債を整理し、元金及利息の基金を確定する方法を定め、政府の許可を得たり。十年三月、周氏は復た內債整理の詳細なる方法を定め、毎年二千四百萬元を支出して內債の基金と爲すべく定めたり。其決定せる方法は、凡そ九條より成り、前の七條は八厘軍需愛國・元年・五年・七年長期・八年七厘及金融整理等七種公債の整理計畫を分述せり。第八條は略各常關收入及海關稅剩餘金を以て、三・四年公債及七年短期公債の元金利息を償還支拂するを除くの外、尙殘れる金額は內債整理の元金利息の基金と爲し、其不足額は、鹽稅剩餘金中より支出し、其支出額は毎年一千四百萬元を以て限度と爲し、全部の公債基金として毎年需要する所の總額の十二分の七を超過するを得ず、並びに煙酒收入中よりの支出額は、毎年の總額を一千萬元を限度と爲し、毎年基金總額の十二分の五を超過するを得ず、若し煙酒收入にして此金額に不足する時は、交通部に於いて先づ交通事業の剩餘利子中より毎月五十萬元を借出し、將來煙酒整理後、收入の剩餘金を以て償還すべしと云ふ。第九條は略此種の基金は三・四年及七年短期公債の方法

に倣ひ、アグレーン氏に交附し、一面內國公債局及銀行方面よりアグレーン氏と集會して處理し、アグレーン氏は各項の基金を受取り、金額通り中國の銀行に預金すべく、銀行方面は三・四年公債の方法に依り、亦隨時協濟し、以て進行を助くべしと云ふ。此方法は許可を得たる後約半月にして、即ち正式に內債基金經理處を組織し、アグレーン氏によりて管理せらるゝことと爲れり。

第十六章 整理基金の維持と十年公債未發行事務

內債基金經理處の成立せる後、毎月鹽稅剩餘金中より一部分を支出し、內債基金に充當し、斯くの如くにして九箇月間は幾んど間斷無く、十年四月より十二月に至り、毎月の支出額は計九・五九〇・三六二・九三元なり。煙酒稅中よりは得る所無く、唯交通部は四月より九月に至る間、毎月末日通り五十萬元を納金し、十一月末復た上記の金額通り納めたり。故に九箇月間に交通事業の剩餘金中より借り出したる金額は、計三百五十萬元なり。十一月以後、交通部方面は、即ち支出せざるなり。基金處の成立せる後、九箇月間の總計は、鹽稅剩餘及交通事業雙方より得たる所、約一千三百萬元にして、關稅剩餘金上海現元一一・四五二・七三二・七七兩を加ふれば、十年四月より十一年三月に至る間に於ける整理案内の各債の元金及利息を償還支拂するも尙餘あり。但し後政府の金錢需要逼迫せしが、此基金はアグレーン氏の力爭せる結果、始めて保留することを得、整理案は破壊を

免れたり。

民國十年十一月、張作霖及曹錕は將に邊陲に遠征せんとせしにより、金錢の需要逼迫し、一時銀行界の現金は、幾んど取り盡され、金融界は大恐慌を來せり。其時鹽稅剩餘金は大部分已に整理案の基金に充當されしと雖、各地の軍閥は常に任意に鹽稅を截留せるにより、鹽稅の金額は減少せり。而して政府の財政逼迫せるにより、一切を顧みず、各銀行に向ひて多種の短期借款を起し、皆鹽稅剩餘金を以て擔保と爲せり。此の如く陸續として舉借せしかば、著しく亂れ、各種借款の債權は、孰れが先孰れが後なるや決定するに由無く、債權者に在りては、債權に對して彼此競争し、孰れが優先權を占むるやは、一に爭者の力量如何に依ることとなり、即ち事實上先に借款契約を締結せる者なりと雖、若し爭ふ力無きものは、即ち償還期は亦將來に期すべく、其間債權者の力爭せるものは、約束通り償還を得たるものあり。而して鹽稅剩餘金の公債基金に充當せらるる部分は、此れによりて愈々益々枯渴し、幾んど停頓状態となり、其翌年は果して支出を停止せり。政府は此際財政の困難を解決せんと欲し、新公債三千萬元を發行し、崇文門稅を擔保と爲さんとの議を唱へしが、但し該稅金は已に他種借款即ち埧地利借款等の擔保品として指定せられ、且つ期により手當・總統府及北京衛隊の經費として用ひられり。故にアグレーン氏と協議せしが、未だ其同意を得ること能はざりしを以て、此十年公債券は、已に印刷を終り、且つ上海の各銀行に千萬元を交附せしが、終に發

行するに至らず、新公債は既に成立難と爲れり。政府は遂に公債基金を用ひんと圖りしが、後アグレーン氏の力爭を受け、張・曹二氏は此金錢も亦終に用ふることを得ざりき。整理案の信用は此に於いて樹立するを得、公債の前途に對し、影響する所淺からざりしなり。

第十七章 九六公債發行成績の不良及其整理計畫

民國九年、直隸安徽の戰爭後、奉直兩方は互に其雄と爲り、中央軍政の經費驟に激増するに至れり。是に於いて財政當局は、唯内債を起すを以て能事と爲し、其擔保は悉く鹽稅剩餘金を以て之れに充當することとせしかば、鹽稅剩餘金を擔保と爲せる内債總額は、竟に鹽稅剩餘金を超過すること數倍に及びたり。債權者は此状態を見、之れを憂へざるもの無し。民國十年十一月、京津間は忽然として金融恐慌状態に陥り、金融界は慄々として警戒し始め、皆政府に對する債權を回收すべく結束せり。是れにより同年十二月、北京銀行公會より全國銀行公會及内外銀行の集會を求め、共同議決し、再び鹽稅剩餘金を抵當と爲せる政府の借款に應せず、一面政府に對して速に以前の舊債を整理せんことを請ふこととせり。是に於いて財政部は十一年一月清算方法を定め、各銀行號は政府と協議し、債券九千六百萬元を發行せり。即ち所謂九六公債にして、一名内外短債償還八厘債券と稱し、年利八分と規定し、一月及七月末に半年分の利息を一回支拂ふことと爲し、竝に十二年より

十七年に至る間は、元金を償還する時期と定めたり。此期間内は、毎年一月及七月末に抽籤によりて元金を償還し、十二回にて全部を償還し盡すこととなせり。此債券の元金の償還利息の支拂は、十一年三月より始むべく規定せり。鹽稅剩餘金の項中より、整理内債と造幣借款庫券及十一年一月に發行せる特種庫券の各基金を支出する以外、該債券の基金金額に應じ、第一年は一千二百萬元、第二年より第七年迄では毎年二千萬元を支出することとなり、毎月平均して鹽餘借款團の指定せる銀行に交付して預金し、期限の至れる元金の償還及利拂用に備へたり。關稅の切實に従價百分の五を實行するの日を俟ち、改めて増加せる關稅剩餘金中より支出し、倘増加せる關稅剩餘金にして支出數に不足しなば、即ち鹽稅剩餘金を之に充當することとせり。十一年七月財政部は、此公債を二部に分ち、一は日本金の部分と爲し、計日本金三九、六〇八、七〇〇圓、一は銀元の部分と爲し、計大洋五六、三九一、三〇〇元なることを宣言せり。日本金の部分は、發行後橫濱正金銀行にて其事を經理し、其元金利息は期限通り鹽稅剩餘金中より支拂ふこととなれるも、但し銀元の部分には、即ち基金空虛にして、元金利息は全く支拂の途無し。其發行價格は八四掛けなりと聞くも、確實に此價格にて賣出されたるや否や不明にして、十二年夏には、此公債の市價は低下して一三掛けとなりたり。此九六公債は發行より以來、始終金融界の投機物となり、其價格は高低して定むる所無し。先に財政部は十一年に此公債の整理計畫を備へ、從價百分の五の關稅剩餘金は、先づ整理公債の整

理金として支出し、尙餘りある時は、即ち九六公債内國部の基金に充當し、將來此公債にして若し期限に遅れて抽籤することあれば、整理公債の成案に照し、期限に遅れたる時日よりて補息し、又上述せる方法によりて積立たる基金の半年の利息金に満ちたる後、即ち先づ一回利息を支拂ひ、不足の利息を全部支拂ひたる後、基金にして第一回の抽籤に満ちたる時、即ち九六公債案の原定せる年限により、年を分ちて抽籤することを大いに主張せり。此次の計畫は、同年九月に命令して許可せられたり。但しアグレーン氏は通知を受取りたる後、整理公債の原定せる計畫の完全に償還し終らざる以前には、九六公債の關稅剩餘金を擔保と爲す一節に對しては、其責を負ふこと能はずと聲明せり。此れ九六公債發行以來の經過概況なり。

第十八章 十一年八厘短期公債發行の好結果

民國十一年九月、政府は中央の緊急政費を支拂ふ見地より、又十一年八厘短期公債を發行し、其額は一千萬元と定めたり。該公債の元金利息の抵當及元金の償還利拂の出金方法は、アグレーン氏に於いて經理すべく規定し、七年短期公債同様の方法により、元金の償還利拂の基金は、團匪事件賠償金の期限を延し、期限滿了せるも支拂を停止せる對露團匪事件賠償金を指定し、期日に從ひて交付支拂ふこととせり。蓋し七年短期公債は、適々十一年末に元金の償還完結せるにより、即ち此

項の基金を以て此用に移せり。其發行價格は九掛と定めたりしが、但し同年十二月以前に購買せる者は、尙安價なる八九掛にて得たり。此公債は亦七年短期債券と同じく、元金利息の期限の至る一月以前に於いて、アグレーン氏より金錢を準備し、中國・交通兩銀行に交付し、該二銀行に於いて元金の償還利拂の事務を經理し、其利率は年八分と定めたり。此舉に於いて深く注意すべきは、其時の金融市場の逼迫せることに於いて、擔保條件は甚だ充實せりと雖、即ち高利率を提出するにあらざれば、購買者を吸引するを得ざりし事なり。債券は一萬元・一千元及百元の三種に分つ。此公債の期限を五年と定め、元金は毎半年に一回抽籤して償還し、十回に分ちて全部償還し、毎回一百萬元を償還す。第一回の抽籤は十二年五月末と定め、最後の償還は十六年十一月末なり。現に已に期限通り清算し、最後の一回も亦已に元金の償還方法を通告せり。此公債は支拂を停止せる團匪事件賠償金を擔保せるものなれば、一般人は極めて信用し、各界にて支拂停止の團匪事件賠償金を爭奪すと、時に聞きたりしが、此公債の信用は未だ動搖せず、發行以後、久しからずして其市價は即ち已に上り、債券面の價格と相等しく、其後も未だ下落せずと云ふ。

第十九章 十二年使(公使)・領(領事)經費庫券五百萬元

發行の詳細事情

民國十二年、英國の磅(對露團匪事件賠償金は、支拂の時英國の磅を以て計算す)と上海規元(購買の時は規元を以て計算す)との價格比較及銀兩と洋元との價格比較は、頗る變動ありしにより、對露團匪事件賠償金の支拂を延期せる部分の銀元數は増加し、十一年短期公債の需要する金額を超過せり。此際我が中國の公使及領事費は頗る巨額に上り、各使署及領事館は多く負債重みしを以て、支拂を延期せる對露團匪事件賠償金の内債の擔保となれる剩餘の部分の部分を擔保と爲し、債額五百萬元を發行し、以て上述の各機關を維持せんと謀り、且つ公債發行の手續は繁雜にして、復多くは割引され、緩にして至急に救済し難きを恐るにより、即ち上海中國銀行より百萬元を借受け、一方萬元の庫券四百八十枚、一千元の庫券二百枚を發給し、以て五百萬元に達せしめんとせり。其支拂延期の對露團匪事件賠償金を擔保とする辦法は、十一年公債を先と爲し、此公債を其次と爲し、利率は年八分と定め、毎半年の五月末及十一月末に一回支拂ひ、第一回の支拂は十三年五月と爲し、其償還方法は、原案は十一年公債の滿期後を待ち、十七年五月より起り、十九年五月に至りて止むことと爲し、五回に分ちて全部償還し、毎回一百萬元を償還することと爲せしが、但し債券の印刷せる後、民國二十一年に至りて止み、十回に分ちて全部償還し、毎回五十萬元を償還し、十七年より二十一年に至る間、毎年五月及十一月末に一回抽籤によりて償還する規定なることを知りたり。但し此公債は未だ公衆に發賣せざる以前に於いて、後若し將來金額にして充實しなば、即ち原案の償還方法

に依りて處理さるべきことを知りたり。

第二十章 北京教育經費庫券一百萬元續發の經過

北京教育部は十一年八月、争ひて毎月五萬元の税金を得、十箇月間を限りとして北京各高等教育機關の經費と爲せり。然るに其後此金錢は用ひ盡され、經費は復缺乏を感じ、各教授の俸給不拂は十箇月の久しきに及びしかば、遂に關稅中より或金額を指定し、北京教育經費と爲し、永久に維持せんと謀れり。政府は適々此種の需求に應ずべく、遂に復た支拂延期の對露團匪事件賠償金の殘額（上述せる十一年公債及十二年庫券の元金償還利拂以外の殘額）を擔保として庫券一百萬元を發行せり。此庫券の發賣は、専ら北京各高等教育機關を維持せんとせるものにして、發行せる所は一萬元券九十六枚、一千元券四十枚、其利率は亦年八分に定め、每半年の五月及十一月末に一回支拂ひ、第一期の利拂は十三年十一月末と定めたり。元金の償還方法は、券面に記載されたる章程に依れば、十七年五月より起り、二十一年十一月にて終り、每半年に一回抽籤によりて償還し、毎回の償還總額は十分の一にして、十回に分ちて全部償還することなれり。尙若し金錢にして十分と爲れば、期限以前に元金を償還することを得と聲明せり。其元金利息の支拂方法は、十二年庫券と同じく、販賣を引受けたるものは、亦中國銀行なりと云ふ。

第二十一章 十二年庫券發行の經過

民國十三年九月末、當時の總統は即ち曹錕にして、吳佩孚は北京に在りて奉天の攻討を議しつゝ、ありしかば、北京政府の現金を要すること甚だしく、平時に比して著しく膨脹し、有る所の現金は皆軍人の取り盡す所となり、各機關は債務の嵩まらざるもの無し。財政部は行政經費を募集して京兆區の治安を維持せんと謀り、遂に公衆に向ひて庫券を發行するに決し、其總額を四百二十萬元に定め、支拂停止の對獨團匪事件賠償金を元金利息の擔保と爲し、十三年十月より發行を開始せり。對獨團匪事件賠償金を以て已に擔保と規定せるものは、(一)三年及四年公債の利息、(二)四年特種債券の利息、(三)五年公債の利息等あり。但し前列の二項は、今や需要金額已に前に比して縮減され、五年公債の利息金は、即ち多く支拂停止の對獨團匪事件賠償金毎年總額の三分の一に足らざるにより、十六年九月より以後は、即ち此金額を利用し、計畫せる庫券の元金全部を償還し得べし。該庫券は卒に十三年十月七日、總統令によりて發行を許可され、總額は四百二十萬元と定め、利率は年八分と定め、每半年の三月末及九月末に一回支拂ひ、其元金の償還時日及金額は、左の如く定めたり。

十四年三月末 一萬元券六十枚、計金額六十萬元。

十四年九月末 一萬元券六十枚、一千元券一百枚、合計金額七十萬元。

十五年三月末 一萬元券四十枚、計金額四十萬元。
 十五年九月末 一萬元券一百枚、計金額一百萬元。
 十六年三月末 一萬元券一百枚、計金額一百萬元。
 十六年九月末 一萬元券五十枚、計金額五十萬元。

券面には各元金償還時日を明に記載し、並びに附隨せる利息券は、要する所の數の如し。發行價格は九四掛けにして、前三期元金償還の各券は、金額共北京の中國・交通二銀行及鹽業・金城二銀行に於いて買收し、庫券發行後、得たる所の金額は、浪費を避くる見地より、金額は三部に分ち、毎部を百三十一萬六千元と爲し、十三年十月より十二月に至る間に於いて、毎月三分の一を用ふべく規定せりと云ふ。

第二十二章 十四年八厘公債發行の曲折

民國十四年春、政府は前年發行せる庫券の有利なりしに鑑み、又支拂停止の對獨團匪事件賠償金は十六年九月に於いて、大部分餘裕を生ずるを以て、別項の用途に供し得べく、且つ五年公債の満期後は、此金錢の餘裕額愈々多くなるにより、遂に此餘裕の金額を擔保として公債を發行するに決し、對獨團匪事件賠償金の以前擔保とせる各債の已に期日の如く償還支拂はれたるを俟ち、再び餘

裕額を以て此公債を償還支拂ひすることに規定せり。但し對獨團匪事件賠償金にして尙此公債を償還するに不足せる時、此期の利息金は、如何にして支出すべきやは、實に一の重大なる難問題なり。故に其時此公債は此問題により、中途にて幾んど停頓せんとせり。先に政府は此公債をアグレーン氏に託して保管せしめんとせしが、アグレーン氏は利拂基金の適切なる方法あらざりしにより、引受けを承認せざりしが、後財政部より別に三百萬元を備へ、アグレーン氏に交付して利息の保證基金と爲せしにより、アグレーン氏は此金額を各外國銀行に預金し、難問題も解決し、遂に公債一千五百萬元を發行せり、是れ即ち民國十四年八厘公債なり。發行後中國商銀行九軒に於いて額面の八八掛けの價格にて其全部の販賣を引受け、利率は年八分に定め、毎年三月末及九月末に利拂を爲し、第一期の利息は十四年九月末に支拂ひ、第十九期は即ち二十三年九月末に支拂ひ、前五期の利息金は財政部の特別金中より支出し、以後の各期は、對獨團匪事件賠償金中より支出し、元金は毎半年に一回抽籤によりて償還し、十四回にて全部償還し終るべく、十七年より二十三年に至る間を元金の償還時期となし、毎年三月末及九月末に舉行することに規定し、最初の四回の元金償還は、各回共九十萬元、以後八回は各回共百五十萬元、最後の二回は毎回百八十萬元となし、並びに中國・交通二銀行の上海支店を指定して代理銀行と爲せり。發行せる各券は、一萬元券四百枚・一千元券一萬枚、百元券一萬枚にして、募集し得たる金錢は、其中五百萬元は専ら公使・領事の經費補助に用ひ、其餘

は即ち政府の緊急政費の支出に備へたり。此公債發行の時、外國商の反對するもの頗る多かりしが、蓋し確實なる擔保を有せざる外債は、元金の償還利息の支拂共に多くは延期せられしにより、多くは支拂停止の對獨團匪事件賠償金の殘餘額を此種外債の擔保金に移さんと謀りしが故なり。

第二十三章 大陸銀行二度借款の償還方法

民國十五年三月、財部は支拂を停止せる對獨團匪事件賠償金の已に擔保として規定せる各種債務を償還するを除き、尙殘額毎年約十六萬元に達するを以て、遂に此金額を抵當と爲し、大陸銀行より六十萬元を借款し、政府の行政費に供せり。其元金の償還利息の支拂辦法は、毎半年に合併して一回に償還支拂ひ、十五年三月より起り、二十年三月に至りて止むことと爲し、毎年三月及九月に支拂ひ、第一回は計四萬元、第二回は八萬元、以後は各回共に悉く第二回金額に従ひて償還することに規定せり。但し其後十五年五月、政府の金錢需要逼迫せるにより、即ち大陸銀行代表北京銀行公會より、政府に二百萬元を貸付け、前の六十萬元の借款額も亦併入して計算し、新債務の償還順序・時日及毎回の金額は、悉く前の如く處理することと爲し、唯毎回八萬元の償還時期は、延期して、二十三年九月に至りなば、即ち十四年公債の滿期の時にして、公債は已に滿期となるを以て、二十三年十月より起り、翌年六月に至りて止み、毎月對獨團匪事件賠償金中より二十四萬元を支出

して償還し、二百萬元の債務を全部償還し盡すべく規定せり。此の如く支拂停止の對獨團匪事件賠償金は二十四年六月を以て限りと爲し、已に全部借款の抵當用に供せられたり。

第二十四章 團匪事件賠償金を擔保とせる各公債元利の分析

十餘年來、我が中國政府の募集せる内債は、大部分團匪事件賠償金を以て擔保と爲せり。今日内債の市場に在りて稍や有望視さるゝは、一言にして言はば、團匪事件賠償金餘澤の賜にあらざるは無し。其少數の此れを擔保と爲し得ざるものは、即ち市價不定にして著しく騰貴し或は下落し、投機家の利用する所と爲れり。茲に各種の支拂延期或は支拂停止の團匪事件賠償金を元利の擔保と爲せるものを表記し、以て一目瞭然たらしむべし。

(一) 支拂停止の對獨賠償金を擔保と爲せるもの

三年公債の利息金

四年公債の利息金

四年特種公債の利息金

五年公債の利息金

十三年公債の元金及利息金

十四年公債の元金及利息金(十七年起る)

大陸銀行借款の元金及利息金

(二) 支拂停止の對埠地利賠償金を擔保と爲せるもの

三年公債の元金

四年公債の元金

五年公債の元金

七年長期公債の元金

(三) 協約各國の支拂延期賠償金を擔保と爲せるもの

七年短期公債の元金及利息金

三年及四年公債の元金

(四) 支拂停止の對露賠償金を擔保と爲せるもの

(甲) 支拂延期の範圍以外の對露賠償金

三年公債の元金

四年公債の元金

五年公債の元金

七年長期公債の元金

(乙) 支拂延期の對露賠償金(七年短期公債滿期後を俟つ)

十一年公債の元金及利息金

使領經費庫券の元金及利息金

北京教育經費庫券の元金及利息金

(上海總商會商業月報二月・三月・四月・五月)

第五篇 中國の外債

第一章 財政の窮迫と借款關係

第一節 序 說

中國の外債は、政治借款と經濟借款に分つことを得べく、而して前者は大體財政部の負擔に歸し、後者は即ち交通部の負擔に歸せり。中國の財政は、先に曾て公開されたること無く、從ひて借款は秘密裡に成立せるもの頗る多く、且つ其公債面の貨幣單位は、磅・法・圓・元或は兩となり、紛々亂々たる状態にして、短期なるもの、如きは、其種類數百數十種の多きを算し、其錯雜なることは殆んど言語に絶せり。故に今一一其内容を羅列すること能はざれども、只其舉債を必要ならしめたる原因、並に形式及其公債内容の大體に就きて説明を加へ、以て從來の中國財政方針を窺視するに資し、而して中國財政改革者の參考資料に供すべし。

第二節 中日戰役前後の外債

清朝の隆盛なる時代に當りては、常に嚴刑輕賦の政策を以て民に臨み、恩威併に施して其德に懷しめ、何等積極的施設を行ひたること無し。故に康熙・雍正・乾隆の各時代の如き、財政は皆剩餘を

生じ、國庫は常に餘金を貯へたり。然るに嘉慶以後に至り、綱紀始めて漸次弛廢し、内憂外患相繼きて起り、國庫は之れによりて遂に窮乏を告げ、起債せざるを得ざる事情に至れり。夫れ連續十數年に亘り、中國の中心各地に在りて其横暴を逞しくせる洪秀全の亂は、同治初年に終りを告げしと雖、然かも久しからずして河南に捻匪の亂發生し、一方同時に甘肅伊犁地方に回教の亂勃發し、露國は遂に此機會に刺じ、治安維持を口實として伊犁を占領せしかば、同治四年（一八六五年）清朝政府は左文襄を派遣して伊犁を討伐せしめしが、其時露國より兵器・彈藥・食糧を借り、遂に外債を起す端を開きたり。蓋し光緒七年（一八八一年）に及び、露國と伊犁還附條約を締結せる時、露國は治亂伊犁保守軍費の報償及被害商人の損害に對して賠償金九百萬兩を要求せしかば、清朝政府は即ち英國と百四十三萬一千六百六十四磅の借款を締結せり。其契約は調印後四箇月より二箇年以内に於いて、六回に分ちて全部償還することとせり。而して此借款金を資金として露國の要求を支拂ひたり。更らに清朝政府は伊犁天山地方に回教の亂起るや、同治六年（一八六七年）軍費補充の計劃を爲し、海關稅及海關納稅票を擔保と爲し、上海の外國商より百二十萬兩を借款せり。此れ實に中國の最初に擔保を提供して外國より借款せるものにして、且つ亦最初に關稅を外債の擔保品と爲せるものなり。此外中日戰役以前を以てべ切り、繼續舉ぐる所の外債は、左記の各項あり。

- (一) 同治十三年（一八七四年）日本の兵を擧げて臺灣を窺ふや、清朝は即ち軍費充實の計劃を樹て、

海關納稅票を抵當品と爲し、上海の外國商より二百萬兩借款せり。償還期限十年、利息は年八分。

(二) 光緒三年(一八七七年)英國商滙豐銀行より五百萬兩を借款し、伊犁地方叛亂の討伐軍費と爲せり。擔保品は即ち温州・廣東・上海・漢口各港の海關收入を之れに充當せり。期限は十年と定め、毎六箇月に利拂をなし、利息は即ち甚だ高く、年一割五分と定めたり。

(三) 光緒四年(一八七八年)海軍創設され、獨逸商德華銀行より二百五十萬馬克を借款し、利息は年五分五厘と爲し、擔保品は即ち海關稅及海關納稅票を之れに充當せり。

(四) 光緒五年(一八七九年)中央戶部の年來財政困難なるを救濟せんとし、海關稅を擔保品と爲し、滙豐銀行より一千六百十五萬兩を借款し、其利息は年七分となせり。

(五) 光緒十二年(一八八六年)復た財政救濟の目的を以て、英國商怡和洋行(Jardin Matheson & Co.)より七十四萬三千四十上海兩を借款し、期限を三十年と爲し、利息は年七分たることに契約せり。

(六) 光緒十三年(一八八七年)海軍の經費を充實せしむる爲め、關稅を擔保品と爲し、獨逸より五百萬馬克を借款せり。年利七分と爲し、第七年より十年間に全部償還することに契約せり。此外債は實に中國公債の歐洲市場に發賣されし端を開きたり。

前述せるが如く、中國の外債は同治四年より光緒十三年に至る約二十二年間に於いて、六百八十四萬一千八十磅即ち約四千萬兩に達したりと雖、然かも其間怡和洋行借款の長期なるものを除き

なば、其餘のものは皆期限極めて短く、且つ當時は未だ内擾外患共に續出するに至らざりしを以て、光緒二十年前後に及び、其過半は悉く償還することを得、只英國の七十餘萬兩及獨逸の二百萬兩を餘すのみとなれり。故に中國の財政に對しては、尙何等影響する所無く、當時中國の財政は、尙自給自立の位置を保持することを得たり。即ち當時海關收入は年額二千萬兩以上に上り、政府の歳入は又八千三百五十餘萬兩に達し、歳出は却りて只七千七百五十萬兩に過ぎざりしかば、剩餘額は毎年六百萬兩の巨額に達したり。故に清朝三百年を通觀するに、此時代は國庫の最も豊なりし時なり。然るに未だ幾許もならずして中日戰爭勃發せるにより、中國の財政は紊亂の端を開きたり。此後外債の條件は漸次變化を來し、短期より長期となり、利息も亦前者は商狀に従ひて高率なりしが、漸次低率となり、且つ以前は只證書の交換なりしも、之れ亦多くは債券を發行するに至り、擔保問題の如きも愈々嚴重となれり。

光緒二十年(一八九四年)中日戰爭勃發するや、政府は即ち軍費充實の計劃を樹て、外國に於ける内債の形式を摸倣し、所謂昭信票の發行を計劃せり。然れども「内國債の歴史」なる一篇に記載せるが如く、當時我が中國商民の知識は未だ開けず、皆公債の何物なるを知らず、且つ當局の處置も亦宜しきを得ざりしを以て、購買者は甚だ僅少なりしかば、政府は遂に強制的態度に出で、方に一千二百萬兩を募集せんとせり。然れども此刺戟によりて銀價高貴し、商民の反對も亦轟々たるものに

して、遂に未だ豫期の目的を達すること能はず、幾んど失敗に歸したり。是に於いて政府は、軍費の充實は外債に頼らざるを得ざることとなり、遂に同年並に翌年左記の外債を募集せり。

(一) 一八九四年十月滙豐銀行と銀一千萬庫平兩の借款を締結し、其實收を九八掛と爲し、年利を七分と定め、海關稅を以て擔保と爲し、期限を二十箇年と定めたり。

(二) 一八九五年二月滙豐銀行と金三百萬磅の借款を締結し、其九二掛を實收し、年利を六分と爲し、之れ亦海關稅を擔保と爲し、期限は二十箇年と定めたり。

(三) 一八九五年三月克薩金借款百萬磅を締結し、其九五五掛を實收し、利息は即ち年六分と爲し、海關稅を以て擔保と爲し、期限は二十箇年と爲せり。

(四) 一八九五年三月瑞記金借款百萬磅を締結し、實收九六掛を得、利息は年六分となし、海關稅及江蘇省の鹽稅厘金を擔保と爲し、期限は二十箇年と定めたり。

中國は中日戰役に於いて、前記外債計六百六十三萬五千磅即ち約六千數百萬元を除くの外、海軍豫備金二百五十萬兩並に内帑金三百萬兩及内債若干を消費し、戰後又對日賠償金二億萬兩の巨額を負擔することとなりしかば、東亞の時局は頓に變化を呈し、列強は先を競ひて中國に於いて大活動を期せり。一面以前に募集せる外債は、其擔保品は均しく管理下の海關稅にして、且つ一般の中國の資源に對する期待頗る大なりしかば、其市價は一として活氣を呈せざるもの無く、克薩公債は遂

に百十五磅餘を唱へ、瑞記公債は百四磅半に騰貴したり。是に於いて歐洲各國は、遂に中國を第二の埃及と看做し、甚だしきに至りては、露國と佛國・英國と獨逸とは聯合し、互に中國の對日賠償金の借款に應ずべく一場の逐鹿戰を演じたり。一八九五年七月に及び、露・佛兩國は遂に英・獨に先じ、兩國銀行團の名を以て中國と一大借款契約を締結せり。其總額は實に四億法（即ち英貨一千五百八十二萬磅）に達し、其利息は甚だ低廉にして年六分四厘、實收九四一二五掛となし、期限は三十六年と定め、海關稅を以て擔保と爲せり。更らに此借款に對して、露國政府は竟に進みて保證の責を負へる程なれば、當時露國の極東經營に對する抱負野心の如何に熾烈なりしやを知るに足るべし。

一八九六年二月、露國の對日第二次賠償金五千萬兩を交付する時に當り、英・獨兩國は前年の失敗を恢復する計劃を爲し、特に激烈なる運動を試み、遂に同年三月滙豐・獨華兩銀行の名を以て借款契約に成功し、即ち海關稅を擔保品と爲し、中國に一千六百萬磅を支拂ひたりしが、中國の實收は即其九四掛けにして、期限は三十六年なり。且つ同時に契約を締結し、該借款にして完全に償還するにあらざれば、總稅務司は變更するを得ざることなせり（借款契約第七項）。是に於いて中國政府は、上述せる兩種の公債計三千八百八十二萬磅を以て、日本に對し賠償金の一部一億二千七百五十萬兩を支拂ひたり。然れども幾許も無くして一八九九年の下關條約により、我が中國の負ふ所の賠償金の殘部は、三年以内に全部償還し、利息を省くこととなりしかば、昭股票章程を發布し、内債

を發行せんと擬せしが、然かも商民の應募意の如くならず、遂に已を得ず日本に二十箇年の延期を請求したり。然るに日本の峻絶する所となりしを以て、中國は復た外債に頼らざるを得ざる状態に陥り、更らに英・獨(滙豐・德華兩銀行)より一千六百萬磅を借款し、年利四分五厘と定め、實收額は八三掛にて、期限は四十五年と爲し、擔保は海關稅を以て之れに充てしも、不足の恐れありしにより、海關稅を除くの外、更らに蘇州・淞滬・九江・浙東の各厘金及湖北沿岸・安徽沿岸の鹽稅厘金を以て之れを補充せり。故に該公債の償還基金は上述せる各種厘稅收入計五百萬兩を除くの外、其不足額約百六十八萬兩は、即ち關稅剩餘金中より支拂ふことに定められたり。該借款に對し、其最初露國は激烈なる運動を試み、年利四分の低利を餌として中國に借款を慫慂せしが、一面には滿洲及北省の鐵道修築權を要求せり。英國は即ち財政監督權並に緬甸より楊子江に到る鐵道修築權を要求し、一時英露の競争激甚なりしが、英國は借款權の露國に先奪ざるを恐れ、遂に前記の要求を放棄し、而して獨逸と此借款を實行せるなり。是に於いて中國政府は上記三種の外債により、計四千三百二十一萬磅即ち當時の銀價によりて計算し二億七千二百二十二萬餘兩を收め、對日賠償金二億兩を賠償せるを除くの外、並に遼東半島還付代償金三千萬兩及威海衛占領代償百五十萬兩を支拂ひ、尙其餘分は即ち中央財政の補充及軍艦六艘の購買費に充當せしが、此外更らに殘金一千萬兩餘は、即ち其用途今日に至るも尙明瞭にすること能はずと云ふ。

上述せるが如く、清朝政府は中日戰爭により、遽に外債五千四百四十五萬磅の巨額を負擔し、爾來毎年支拂ふべき外債額は二千五百十八萬五千兩に達せしが、然かも當時海關收入は二千二百萬兩に過ぎざりしにより、此金額を支拂ふにも尙不足し、且つ戰前の歲入は僅かに八千萬兩なりしが、今や遽に一億萬兩を超過せるを以て、中央の財政は遂に愈々其重要性を加へ、且つ中央の威勢亦昔日の如からざるを以て、各國の利權爭奪の端を誘發し、清朝覆滅の大原因も實に此處に萌芽し、中國財政の紊亂も亦過根を此に遡りて餘せり。戰役以前に募集せる外債及戰時中英・獨より借用せる外債計四種と一九一五年の外債は皆完全に償還し得たりしが、戰後募集せる英・獨及露・佛の三大借款は、其償還期限共に長く、其金額も又巨額なるを以て、一九二一年を以てべ切るも、僅かに前者を完全に償還せるのみにして、他の二債は一九四三年に至るにあらざれば、完全に償還すること能はざるなり。

第三節 拳匪事變賠償金

中國は中日戰役後、其財政状態は頗みに困難を來し、中央政府は遂に各省に送金の増加を命令せしが、然かも地方の送金は固より驟に増加せしむこと能はざりしを以て、復た年利五分の内債一億萬兩を募集せんと計劃したるに、之れ復た種々なる困難により、遂に此計劃も放棄の已む無にき至れり。當時政府の歲入不足額は、毎年殆んど六七百萬兩に上りしが、而かも當時前後して關内外鐵

路公債二百三十萬磅・蘆漢鐵路公債一億二百五十萬法及正太鐵路公債四千萬法を募集し、此等公債の一部分を流用して前記財政の不足を補充し、始めて當時の財政を彌補敷衍するを得たり。同時列強の中國に對する經營は、一八九七年獨逸の膠州灣占領に端を發し、逐日高壓に變じ、且つ下關係約に依り、外國人は遂に中國の開港場に於いて自由に製造工業を經營することを得るに至り、竝に外國人の鐵道・鑛山に對する投資は亦勃然として旺盛となり、所謂利權の外溢は遂に漸次顯著となれり。故に國論沸騰し、排外思想も亦漸次緊急を告げ、正に此時に當り、魯汴(山東河南)地方に拳匪崛起し、一九〇〇年に及び、匪徒は直隸に闖入し、清朝の大官及軍隊は遂に此れと和し、而して列國と戰端を開きたり。拳匪の亂は僅かに三箇月にて終局を告げしが、然かも中國財政の受けたる其影響は、實に測り知り難きものありしを以て、中日戰役の創痕未だ全癒せざりしと共に、遂に中國の財政は挽救すべからざる窮地に陥れり。

講和會議は一九〇〇年十二月より開かれ、翌年九月十日に至り、始めて所謂最終の議定書成立し、列國の提議せる元兇の處罰・兵器の輸入禁止及通商條約關係の諸件は、均しく此に解決することを得たり。然れども賠償問題の一項は、中國駐在十一箇國の各國公使の意見互に異なるにより、容易に統一せず、遂に獨・澳・和・白四國委員を調査員と爲し、調査に従事せしめ、最初賠償金額は六億三千萬兩と定めしが、然かも數次の協議を経たる結果、改めて四億六千二十九萬六千三百九十三兩と爲

し、更らに復た削減して竟に四億五千萬兩に決定せり。賠償金の償還方法に關しては、即ち左の如し。(最終議定書第六條)

- (一) 賠償金の受領すべき總額は四億五千萬海關兩にして、當時市價は即ち每兩を三志として換算せしが、而かも改めて英貨六千七百五十萬磅の金債となし、而して利息は四分と定め、一九〇二年一月一日より起り、三十九年以内に全部償還す。
- (二) 列國の銀價の變動により損害を蒙ることを免れしむる爲め、特に海關兩の各國貨幣に對する換算率を左の如く定む。
英國三志、日本一・四〇七圓、佛國三・七五法、獨逸三・〇五五馬克、米國〇・七四二米弗、露國一・四一二留、和蘭一・七九六盾、澳地利三・五九五クローネ
- (三) 擔保品は即ち關稅剩餘金・鹽稅剩餘金(約一千五百萬兩)及海關の管理に移すべき二十一箇の常關收入(約二百三十萬兩)を以て之れに充當し、且つ關稅中の輸入稅は、其稅率は原來物價の低廉なりし時に定めたる從價五分稅なれば、今は之れを改正すべし。
- (四) 各國の得べき賠償金額は左の如し。

露國	一三〇、三七一、一二〇兩
獨逸	九〇、〇七〇、五一五兩
佛國	七〇、八七八、二四〇兩
英國	五〇、六二〇、五四五兩
日本	三四、七九三、一〇〇兩
米國	三二、九三九、〇五五兩
伊太利	二六、六一七、〇〇五兩
白耳義	八、四八四、三四五兩

墾地	四、〇〇三、九二〇兩
其他	一、二二二、一五五兩
合計	四、五〇〇、〇〇〇兩

前述の如くにして、清朝は遂に建國以來未曾有の大負擔を負へり。夫れ當時の海關收入は僅かに二千三百萬兩乃至二千六百萬兩なりしを以て、前記公債の元利のみを控除するも猶三、四萬兩の不足を來すべく、從ひて關稅の增收を計るも猶且つ不足すべし。是に於いて遂に從來増給せる北京八旗の食費百四十萬元、竝に糧食或は其他の名義を以て神機營及步軍に對し増給せる經費百二十萬元及滿官吏及八旗兵の俸米の一部を銀を以て支給する經費約一百萬兩を撤廢し、更らに各省の沿江沿海防備費竝に各省の水陸營練費及綠營經費等も亦皆一樣に裁減し、且つ一面には官吏の收賄の弊を嚴禁し、竝に鹽稅は毎斤四元を加徴し、又國產鴉片・砂糖・煙草・酒の各厘稅は七分の三を増徴し、更らに新に家屋稅・田賦の附加稅等を徴收せり。此の如く種々なる法を設け、經費の節約收入の増加を謀りしが、更らに一面には又賠償金の負擔を各省に分擔せしめたり。即ち其數額は左の如し。

江蘇	二、五〇〇、〇〇〇兩	四川	二、二〇〇、〇〇〇兩
江西	一、四〇〇、〇〇〇兩	湖北	一、二〇〇、〇〇〇兩
廣東	二、〇〇〇、〇〇〇兩	安徽	一、〇〇〇、〇〇〇兩
浙江	一、四〇〇、〇〇〇兩	山東	九〇〇、〇〇〇兩
河南	九〇〇、〇〇〇兩	新疆	四〇〇、〇〇〇兩

山西	九〇〇、〇〇〇兩	甘肅	三〇〇、〇〇〇兩
福建	八〇〇、〇〇〇兩	廣西	三〇〇、〇〇〇兩
直隸	八〇〇、〇〇〇兩	雲南	三〇〇、〇〇〇兩
湖南	七〇〇、〇〇〇兩	貴州	二〇〇、〇〇〇兩
陝西	六〇〇、〇〇〇兩	合計	一八、八〇〇、〇〇〇兩

此各省負擔額は計一千八百八十萬兩なれば、蓋し僅かに初年の利息金を支出し得るのみなり。蓋し初年の利息は百三十五萬兩なるを以て、政府は別に外に三百二十萬兩を定めて中央政府の負擔額と爲し、此二種の合計二千二百萬兩を以て此後逐年の元利金支拂に充當せしが、第二年以後の元利金は二百九十餘萬兩なり。然るに中央政府の財政組織は本來杜撰なるを以て、固より驟に收入を増加すること困難なるべく、地方政府の送金も亦意の如くなる能はざれば、種々増稅を謀り、安徽に當稅を新設し、四川に肉類釐金を新設し、竝に湖南には阿片脫稅の罰金を規定せしと雖、然かも終に中央焦眉の急に應ずること能はざりき。即ち翌年地方よりの送金は亦一千二百九十六萬兩に減退し、其定額に對する不足額は五百八十四萬兩に及びしかば、中央政府は遂に一九〇三年各省に中央財政の危急を報告し、送金を督促せり。然るに地方よりの途金は只に増加せざるのみならず、且つ反りて減退の趨勢を示したれば、政府は遂に海關及常關收入を以て其不足を彌補せざるを得ざる窮地に陥れり。更らに此種の賠償金は、前述の如く金貨を以て償還すべく原定され、列國も亦銀兩の

各國幣に對する比例を定め、銀價の下落に依る各國の損失を免ることとなし、而かも此後銀價は不幸にして逐年下落せしかば、其結果中國の負擔は愈々其重きを加へたり。蓋し中國政府の換算率によりて生ずる損失額は、年々三百萬兩に達し、國庫の窮乏は終に此負擔額を支拂ふこと能はざるに至れり。是に於いて中央政府は遂に列國に對して銀價の上下するに拘はらず、恒に原定の換算率を以て賠償金を償還すべく要求せり。米國は第一に賛成し、英國も亦一九〇二年以前に定めたる條件にて賛成を表示せしが、只獨・佛兩國の反對ありしを以て、遂に成功すること能はざりき。然るに其後數次の協議を経たる後、一九〇五年十一月に至り、遂に各國と後述の條約を締結することを得たり。

(一) 賠償金の償還時に採用する換算率は、毎月の平均市價を以て之れを定む。

(二) 中國政府より各國銀行に償還資金を預金する時は、各國銀行は預入せる日より賠償金を支拂ひたる日迄での利息を給すべく、其利率は四分を定む。

(三) 中國政府は支拂日に任意の銀行より最も良好なる爲替率を撰ぶことを得、然して中國は償還すべき過去三年の不足額に對しては、利息四分を支拂ふべし。

前清政府は此に至りて稍や利益を得たれども、然かも一九〇二年より起りたる三年間の賠償金償還不足額は、已に一千四十萬兩に達せり。是に於いて中央政府は、復た各省に地方の負擔額を一千八十萬元に増加すべく命じたりしが、然かも各省の財政も亦已に昔日の如からず、甚だしきに至り

ては各省政府自身も亦隨意外債を募集せざるを得ざる状態に陥れるものあり。故に上記の追加負擔の一件は亦終に焦眉の急を救ふこと能はざることとなり、中央政府は外債に頼らざるを得ざることとなり、遂に同年十二月英國商滙豐銀行より一百万磅を借款し、始めて未拂賠償金を償還することを得たり。該滙豐新借款は又の名を賠款補充借款と稱し、其條件は左の如し。

(一) 年利を五分とす。

(二) 實收額は九十七萬磅。

(三) 山西省の烟稅及厘稅(年額八十萬元)を擔保品と爲す。

(四) 期限は三十年と定む。但し六箇月以前に豫告し、期限内に雖も全部償還することを得。

拳匪事件發生後、已に二十餘年を経過せる一九二五年に於いて、該賠償金の未拂額は尙五千萬磅あり、嗚呼中國將來の負擔は實に輕からざるものと云ふべし。更らに此外尙利息の未拂九千二百萬磅あるを以て、元利の合計は一億四千二百萬磅即ち九億二百二十餘萬兩に達すべく、中國の損失の浩大なることは、實に言語に絶せるものありと云ふべし。是に於いて米國は遂に憫憐の情に堪へざりしものか、突然一九〇八年、中國の拳匪事件賠償金は列國の實際上の損害に比して過大なりと稱し、列國に對し其輕減方法を商議したり。然れども英國の稍や賛成を示せるものを除くの外、其餘の各國は皆反對を示せしかば、竟に不成功に終りたり。是に於いて獨り米國は其所得額二千四百四十萬米弗中より、一千七十八萬五千二百八十六米弗の減收を實行し、該資金を以て中國より毎年留

學生を米國に派遣せしむることに資すべく提議せしかば、中國は遂に爾後四年間毎年一百名を派遣し、更らに後二十九年間毎年五十名を派遣することを約したり。其後近年に至り、日本も亦始めて將來所得すべき全額を對支文化事業費に充當すべき計劃を有し、英國其他の各國も亦漸次此種の方法を模倣する形勢にあり。蓋し此種の方法は實に適當なる政策たるを失せざるものと云ふべく、尙「遼東時報」第二十卷第二號及第七號の論說に曰く、此種の資金を中國刻下の急務たる幣制改革或は財政改善方面に充當しなば、即ち其効果は必ず更らに此れに過ぐるものあるべし云々。

第四節 幣制實業借款

前清政府は此に至り、拳匪事件賠償金四億五千萬兩即ち英貨六千七百五十萬磅並に賠償金補充借款一百萬磅の計六千八百五十萬磅を負擔せるを除くの外、更らに中日戰役によりて生せる借款五千四百四十五萬五千磅をも負擔せり。故に前清政府は、僅かに七年間に一躍して合計一億二千三百萬磅の外債を負擔することとなり、其後毎年償還すべき外債の元利額は五千萬兩を超過し、實に當時政府歳入の二分の一に相當せるを以て、其負擔の重きを見るべし。加ふるに其後列國の壓迫日に激烈となり、政府は遂に内憂外患重々疊々に苦しむことなれり。是に於いて政治革新の聲は盪然として起りしかば、始めて立憲の準備を爲し、並に自強策を主張するものありて、財政方面は此れより愈々困難となれり。是に於いて遂に一九〇六年九月詔勅を發し、中央官制を改革し、以て過去に

於ける一切の積弊を除去せんと計劃せり。更らに財政整理を圖り、一九〇八年財政整理專門委員を各省に派遣し、以て根本的に財政を改革せしめたり。

中央の財政は之れなり漸次窮乏を告げたり。即ち中央唯一の依頼物は、從來より各省の送金なりしが、然かも地方政府も亦財政枯渴せざるは無きを以て、此種の收入に頼ること能はず、且つ所謂財政の積弊は亦一朝一夕に除去すること能はず、此の如き状態なるを以て、政府は遂に當時の各國の利權爭奪熱を利用し、各種の經濟借款を起し、而して此種の收入を政府の費用に流用し、始めて一時を敷衍彌縫することを得たり。其鐵道借款の重要なものは、多くは此期に成立せるものにして、例へば滬甯鐵道借款(金額二百九十六萬磅)の如きは一九〇四年及一九〇六年に成立し、又道清鐵道借款(金額七十萬磅)の如きも亦一九〇五年七月に成立し、並に粵漢鐵道借款(金額百十萬磅)は一九〇五年九月に成立し、廣九鐵道借款(金額百五十萬磅)は一九〇七年三月に成立し、第一次津浦鐵道借款(金額五百萬磅)は一九〇八年一月に成立し、滬杭甬鐵道借款(金額百五十萬磅)は一九〇八年三月に成立し、京漢鐵道英佛借款(金額五百萬磅)は一九〇八年十月に成立し、以上の各鐵道借款總額は實に一千七百萬磅に達したり。夫れ鐵道の建設は固より中國を開發する捷徑たるを失はざれども、然かも當時の中國の如き特別なる國情の下に在りては、反りて財政を紊亂せしめ、政界を腐敗せしめ、並に經濟上列國に特種の利益或は勢力範圍を與ふるものなれば、終に列國をして中國に

割據せしむることとなり、此の如き種々なる禍根は紛々として來れり。然り而して中央政府の流用に資すべき經濟借款も、亦自から制限あるを以て、無盡なること能はざるなり。是に於いて中央は次第に困難を感ぜざるを得ざることとなり、且つ其困難の程度は愈々激烈となりしかば、遂に一九〇八年幣制改革の名義を以て、又外債を募集せんと擬し、委員を米國に赴かしめ、米國と特に契約を締結せんとせる時、偶々光緒帝と西太后前後して殞落せしかば、遂に此議も亦中止を告げたり。

一九一一年度政府發表の豫算案は、本來財政整理後に成りたるものなり。此豫算案に據れば、即ち歳入方面は非常なる増加を告げしと雖、然かも一面歳出方面も亦外債の増加及内政改革事業の浩繁等によりて異常に膨脹せしかば、結局歳入は歳出に不足し、其不足は即ち三千七百二十餘萬元の巨額に達し、財政の困難は此れに依りて只に改善せられざるのみならず、且つ愈々激烈となれる象を現せり。是に於いて清朝は一九一一年再び専門の委員を米國に派遣し、外債の借款を交渉せしめたり。然り而して米國は當時中國に對して一種の投資を試み、新民屯・法庫門間の鐵道を敷設し、或は三千萬磅を投じて滿洲鐵道を買収し、此れを中立せしめ、此等の手段によりて日・露兩國の滿洲に於ける勢力を牽制せんと欲せしが、然かも此等の計劃は不幸にして共に日・露兩國の激烈なる反對に遭ひて頓挫せり。故に米國は此種の失敗に備へ、敢へて自から進出せざりしが、其創痍の尙未だ恢復せざる時に當り、今又中國の専門委員を迎へて外債の交渉を受くるに至りしかば、死灰の再燃と

なり、復た中國に於いて爲す所あらんと欲し、遂に中國の要求に應じて五千萬米弗を貸與せんとせしが、然かも米國は復た單獨にて此の如き巨額の大借款に應ずるは危険なりと爲し、且つ其日・露兩國の勢力に拮抗すること能はざるを恐れ、遂に一九〇八年の粵漢鐵道修築に關して成立せる英・獨・佛・米四國借款の方法を摸倣し、以て中國の要求に應ずるの佳良なるに如かずと爲し、米國は遂に三國と聯合して四國銀行團を組織するに至れり。一九一一年四月所謂幣制實業借款一千萬磅は成立し、第一回の資金四十萬磅の交付を見たり。該借款の重要な條件は左の如し。

- (一) 應募者は英國商滙豐銀行・佛國商東方滙理銀行・獨逸商德華銀行及米國商モルガン公司等なり。
 (二) 利率は年五分と定め、公債發行の日より起算し、毎六箇月に一回利拂す。
 (三) 期限は四十五年と定め、第十六年より始めて償還を開始す。
 (四) 實收額は百分の九十五と爲す。
 (五) 東三省の烟酒稅百萬兩・東三省の生産稅消費稅百五十萬兩及全國の鹽稅新附加稅二百五十萬兩の合計五百萬兩を以て擔保となす。

(六) 借款の用途は左の如く定む。

全國の幣制改革費	五、六〇〇、〇〇〇磅
東三省の幣制改革費	一、四〇〇、〇〇〇磅
東三省の農業振興費	二、〇〇〇、〇〇〇磅
東三省の防疫費	三〇〇、〇〇〇磅
東三省の工業改良費	一〇〇、〇〇〇磅

黑龍江の開墾費

四〇〇、〇〇〇磅

漢河觀音山三姓金礦の開墾費

二〇〇、〇〇〇磅

合 計

一〇、〇〇〇、〇〇〇磅

夫れ此借款は、其名は幣制借款と稱すれども、然かも當時の清朝に果して紊亂錯雜せる幣制を改革する意志ありしや否は、頗る疑問と爲すべき餘地あるべし。試みに上述せる借款の用途を視るも、殆んど一半の額は滿洲の各種施設用に供せられたることを覘ふに足るべし。原來該借款は、前段に記述せるが如く、米國の此種借款を以て滿洲に對する施設經費と爲し、前に日・露兩國の反對によりて經驗せる所の失敗を補充し、而して該兩國を牽制する目的を達せんと欲せしに外ならざるなり。且つ清朝は原來滿洲を如何にして改良すべきやとの如き深意無く、只財政の一時的急場を救済せんと希望せるに過ぎざるなり。故に前記四十萬磅の交付金も亦其大部分は政費に填補されたるが如し。但し彼れ米國の眞意は終に滿洲に勢力を扶植せんと欲する一點にあるものにして、該借款契約第十六條の規定に於いても、將來尙前記各事業或は關聯せる事業を經營するに當り、外債を需要する時あらば、四國銀行團は優先權を保留す云々と謂ふ。是に於いて日・露兩國は、遂に此れを以て兩國の滿洲に於ける特殊利權を侵害するものと爲し、而して米國に對して嚴重に前記契約の改正を求めたり。然れども此時遇々革命事變勃發せしかば、本借款も亦之れによりて停頓し、先に交付せる四十萬磅にて中絶を告げたり。而して該四十萬磅の交付金は、亦其後五國大借款中より其元利計四十四

萬磅を償還せり。但し其後幣制借款の議復た興りたる時、米國の該項に關する優先權の保留を主張せるは、蓋し以上の歴史的關係あるによるなり。

清朝末年の財政は、實に其過を僞瞞せるに過ぎざるものにして、已に前段に記載せり。然れども其間猶經濟借款の行政費に流用せられたるものは、其數少なからざるが如く、譬へば幣制借款を契約せる時の如き、或は日本正金銀行より借用せる鐵道借款一千萬圓は、其用途は本來當時期限と爲れる郵傳部鐵道借款の元利償還を名目と爲せしが、然かも當時實際に鐵道借款の償還用に供せられたるは輝舍公司の三百萬兩ありしに過ぎざるなり。故に其餘す所の大部分は、中央の財政補救に充當されざりしは無し。此外一九一一年四月大北電報公司より借款せる五十萬磅の如き、其名目は電信事業に關する一切の改善費に充當すと稱せられしと雖、然かも其一部分は即ち一般行政費に流用されたるや又明なり。

上述せるが如く、財政の紊亂は日に激烈となり、遂に滿清朝廷をして漸次覆滅に趨かしめたるは、又理の當然たるものと云ふべし。蓋し道光末年當時其外債は四千萬兩に過ぎざりしが、然かも宣統年間に及びて遽然三億萬兩の巨額に膨脹したれば、清朝は必ずや其財政の基礎より崩潰すべきものと豫想されたるものにして、此れ當時免れ難き大勢なりしなり。故に一旦革命の旗幟武漢の地に掲げ、天下を風靡し、各省は即ち相繼きて獨立を宣布し、一面清朝の國庫は即ち窮乏を告げ、

且つ列國は一國として中立を嚴守せざるは無く、爲めに外債を募集するに由無く、甚だしきに至りては、已に借款契約を締結せるものも亦現金の交付を肯せざりき。是に於いて政府は内債（愛國公債）三千萬元（一九一一年十二月）を發行することとなり、而して皇室は卒先して内帑金一千十六萬二千九百十元を以て之れ購入し、其模範を示したりしが、然かも一般の應募者は百四十三萬餘元に過ぎざりき。是に於いて清廷は已に四面楚歌の境に陥りたるものと云ふべく、其威令は地を拂ひて墜ち、人心渙散して政令行はれざりしかば、宣統帝は竟に退位を宣告し、三百年の清朝も茲に終りを告げたり。

第五節 善後大借款

革命政府は、一九一二年一月南京に於いて臨時政府を組織し、而して上述せるが如き清朝末年の財政を繼承せしが、然かも其収入は商民の献上金に頼らざるを得ざる状態なりしを以て、一月九日遂に軍事公債一億萬元を發行したり。然れども其應募額は僅かに五百七十六萬元に達したる過ぎざりき。其後三月に及び、袁世凱は北平に在りて臨時大總統に就任せり。當時各省よりの送金は、一九一一年十月革命の勃發以來已に杜絶を告げられたれども、而かも行政費及其他の費用の至急に要するもの頗る多かりしを以て、政府の財政窮乏は其極點に達せり。是に於いて臨時政府は一時其需要を充實せしむる計劃を爲し、地方外債の形式を以て、獨逸商瑞記洋行より前後二回に互りて七十五萬

磅を借款し、一時を彌縫したり。然れども其後經費は依然として増加し、加ふるに歳入の途無かりしかば、當時の國務總理唐紹儀は國民議會に報告して曰く、一九一二年度の歳入不足額は、實に二億五千萬元に達すべしと。是に於いて政府は遂に曩の幣制借款を改訂し、以て大外債を募集せんと擬せり。四國銀行團も亦中國に資金を貸付けて活動の機會を得んと欲し、遂に中國の外債應募權を四國銀行團の手中に獨占せんとする志を有し、屢々交渉せる結果、大借款に對し優先權を附與するを條件と爲し、先づ三月より八月に至る全政費を貸付くことを承認したり。然れども中國政府は四國銀行團の獨占を喜ばず、遂に暗々裡に此種獨占權を牽制する計劃を爲し、突然白耳義資本團と一千萬磅の借款契約を締結したり。故に四國銀行團は前述の契約を破棄し、前後只四百十萬元を交付せるのみにて終りを告げたり。

白耳義資本團と云ふは、彼の四國團に加入せざる英・佛・露資本家の聯合より成り、華比銀行をして其代表と爲せるものなり。借款一千萬磅の内先づ金一百萬磅の前渡しを即行し、更らに第二次の金二百萬磅前渡の契約も亦間も無く成立せしが、唯其時該資本團は一個の借款條件を要求し、中國にして後日外債を起さんと欲する時は、其契約にして若し同時なれば、本資本團は資金供給の優先權を保留すると稱せり。四國銀行團は此に至りて中國政府の行動に對し極めて不満を抱き、遂に種々なる詞を藉りて中國政府に抗議を提出せり。中國政府は即ち此抗議に對し、該借款の交渉は四國

團と未だ交渉を開始せざる以前に已に交渉を開きたるものなりと稱し、之れを顧みざりき。然れども四國團の抗議は愈々激烈となり、中國の對外借款の將來に對し不利を來す虞あるに至りしかば、中國政府は即ち第一回の前渡し金百萬磅及第二回の前渡し金中二十五萬磅を受取りたるを除くの外、將に全部の契約の廢棄を宣告せざるを得ざることとなり、白耳義銀行團も亦其四國團の反對を慮り、中國に繼續投資するは危險と爲し、遂に此項の解約を承認せり。然り而して此項の先に交付せる元金利息合計百二十七萬磅は、其後五國大借款中より支出償還せり。

四國財團の中國財政に對する勢力は、此に至りて遂に顯著となり、幣制借款も亦此に於いて遂に變じて一大政治借款となりたり。是に於いて財團の大勢は遂に中國と關係の最も密接なる日・露兩國の加入を必要となすに至り、四國財團も亦中國の政變頻發するに鑑み、中國に對して漸次危懼を抱き、熱心に日・露兩國に對して其加入を勸告せり。是に於いて日本は三月二十日滿洲の利權を以て借款の擔保となさざるを條件として加入を承諾し、久しからずして露國も亦四月十九日滿蒙天山南北路の特殊利權を除外するを以て條件と爲し、該團に加入したれば、遂に六國借款團は成立せり。

此の如き中國の外債一切を壟斷する列強借款團の成立は、明に中國財政の獨立を失はしむるに外ならざれば、中國の爲めに計れば、實に心痛せざるを得ざるなり。夫れ清末に當り、其歲入の不足額は既に六七千萬兩に達し、況んや革命以後、更らに從前の主要收入の一たりし厘金及其他稅收の

均しく減少を告げたるにより、歲入の不足は即ち四千萬兩の巨額を告げ、且つ事變發生後、各省よりの送金は幾んど杜絶状態に陥りしかば、中央の困難は愈々甚だしさを増せり。財政總長熊希齡の財政計劃書に據れば、即ち民國元年の財政は、此前年に比して其歲入は實に四千萬兩の減少を告げ、且つ其歲出は唯臨時費のみにても既に一億一千万兩の巨額を費し、更らに該歲出を前年のものと比較しなば、即ち一億七千三百五十二萬兩餘の増加ありしと云ふ。此れに由りて之れを言はば、當時中央の財政は已に外債に頼らざるを得ざる状態に達し、外債に頼りて目前の階段を安じ得たるなり。茲に試みに政府の發表せる民國元年の豫算案を擧げなば、當時の財政状態の一斑を覘ふに足るべし。

歲入の部 (經常費臨時費共に含む)

地租	三〇、七七六、〇〇〇兩
鹽茶稅	二三、一五六、〇〇〇兩
海關稅	二三、四二六、〇〇〇兩
常關稅	三、四九五、〇〇〇兩
正雜各稅	六、五四一、〇〇〇兩
釐金稅	一〇、七九六、〇〇〇兩
官業收入	三四、九五〇、〇〇〇兩
公債	五、〇〇〇、〇〇〇兩
合計	一三八、一四〇、〇〇〇兩

歳出の部 (經常費臨時費共に含む)

行政費	二〇、五〇〇、〇〇〇兩
交渉費	二、三三五、一三〇兩
財政費	一二、九〇三、五〇〇兩
海關經費	五、七四八、二三七兩
常關經費	一、四六〇、三三二兩
教育費	八、七三七、六九〇兩
司法費	六、六一六、五七九兩
軍政費	一九四、九九七、三一五兩
軍隊遣散費	五〇、〇〇〇、〇〇〇兩
實業費	五、九八二、七六一兩
交通費	二二、〇〇〇、〇〇〇兩
民政費	二二、四〇〇、〇〇〇兩
工程費	五、〇〇〇、〇〇〇兩
官業支出	七、六九〇、〇〇〇兩
賠償金償還金	五一、六四九、〇〇〇兩
公債費	五、〇〇〇、〇〇〇兩
賑恤費	五〇、〇〇〇、〇〇〇兩
邊防費	二〇、〇〇〇、〇〇〇兩
合計	四七五、〇六〇、五四四兩

歳入不足額

三三六、九二〇、五四四兩

是に於いて中央政府は、遂に一九一二年四月六國團に向ひて大借款の交渉を開始し、其後數次の協議を経たれども、然かも財團は借款の支出を監督する権利を強要せるにより、中國は此種の方法を承認する時は、或は外國人の中國の財政に容喙することとなり、中國の政治に干渉する端を開く恐れありとなし、極端に此種の要求に反對し、兩者共に譲歩する所無かりしかば、久しきに亘るも議を決すること能はず、徒らに時間のみ消費せり。然れども中國財政の窮乏は愈々急にして漠視すること能はざる状態に在りしかば、遂に五月と六月の二回に亘り、軍隊遣散に充用するを條件と爲し、四國團に向ひて前後合計九百萬兩を借款せり。此次四國團より借款せる所以は、曩に中國は嘗て四國團より四百餘萬元を借款せる經驗ありしに依るなり。然り而して此回の借款に對し、中國は左記の各條件を承認せり。

- (一) 銀行團及財政部より各委員一人を派遣し、該借款の支出を審査並に監督す。
- (二) 財政部は一切の支出用途を委員に報告するを除くの外、應に其總費目を最新式の簿記法を以て之れを報告すべし。
- (三) 南方各省軍隊の縮少解散は、中央政府より高級武官を派遣して之れに當て、其費用報告書は三通を作製し、財政部及財政委員會にて各其一通を保存すべし。

財團の前渡し金の金額は、此に至りて前後合計已に一千三百餘萬兩に上れり。其後六國銀行團各代表は倫敦に集り、一會議を開きしが、其目的は一個の共同條件を決定するにあり。其後屢々數回

の協議を経たる後、竟に一個の共同契約を決定し、該財團の存續期限を五年と爲し、而して中國に對する借款は、即ち各該國々内にて各自債券を發行して資金を募集し、従前四國團にて貸付けたる前渡し金の一項に至りては、改めて六國團にて分額負擔するを除くの外、前渡し金の金額は中國の要求に應じて七千六百萬兩迄で増加することを得等の規定を定めたり。故に六國銀行團は中國政府に對し、大借款に關する條件を提出せしが、其大意左の如し。

- (一) 借款の總額は六億萬兩と定め、五年に分ちて交付し終る。
- (二) 六國銀行團は滙豐(英)・東方滙理(佛)・德華(獨)・橫濱正金(日)及モルガン財團(米)の計六者より組織す。
- (三) 六國銀行團は借款の用途を監督す。
- (四) 鹽稅を以て擔保と爲し、而して鹽政及徵稅方法に關しては一の海關と同一或は類似の制度を組織することを得。
- (五) 該借款繼續中は、中國政府は本財團以外の何債主よりも借款するを得ず。

然りと雖、中央政府は依然として此種財團の一切の借債を壟斷する所と爲るを欲せず、然かも眼前の瘡痍は即ち甚だ激烈なれば、是に於いて中央政府は又復六國銀行團以外のものより借款を實行せんと劃策せしが、顧みるに當時獨・佛兩國は法律にて規定し、凡そ外國債は政府の許可を獲有するにあらざれば、交易所に在りて交易を實行するを得ずと。且つ米國に在りても亦六國財團々員のモルガン財團の參加あるにあらざれば、即ち何公債に論無く、皆債券を取扱ふことを得ざるや明なり。即ち日・露兩國も亦資力薄弱なるを以て、單獨にては絶對に此の如き大借款に應ずること能はざるや

必然たり。但し獨り英國に在りては、凡そ債主にして政府の援助を求むるにあらざれば、即ち政府は隨意其公債に應募するを阻止すること能はずと爲せり。故に中國當時の爲政者は、此英國財界の一點を專視して手段を施さざるを得ざることとなり、此れによりて遂に所謂クリスプ借款を企劃し、未だ幾許も無き八月三十一日、倫敦に於いて竟に一千萬磅の借款契約を調印せしが、該契約は當時の駐英公使劉玉麟氏と英國クリスプ會社との間に締結されたるものなり。其條件を列擧すれば左の如きを以て、六國銀行團の前に提出せる條件と比較しなば、又興味ある問題なり。

- (一) 利息は年五分と爲す。
- (二) 實收額は八百九十萬磅と爲す。
- (三) 期限は四十年と爲し、第十一年より償還を開始す。
- (四) 全國の鹽稅剩餘金約二千三百五十萬兩を以て擔保と爲す。

此外尙此一千萬磅は五回に分ちて交付し、且つ中國政府は該公債の發行手續の尙未だ完了せざる以前に在りて、該契約に比して更らに良好なる條件を具備するものと雖、如何なる外債に論無く舉債するを得ず、若し中國にして此れと同様な條件の外債を起さんと欲しなば、即ちクリスプ會社は應募の優先權を保留すべし等の規定あり。而して九月に及びて該會社は、該借款の債券の販賣を開始せしが、然かも此時突然巴爾幹問題發生し、英國の財界は此れによりて大いに打撃を受け、其應募は亦甚だ不振を極め、其債券の大半は遂に同會社の手中に殘留せり。況んや該借款は原來彼の

白耳義借款に酷似し、六國資本團を牽制して其大借款の完成を不能ならしめ、竝に該借款は又已に拳匪事件賠償金の擔保たる鹽稅を以て其擔保と爲せるものなれば、六國財團は起ちて此項の借款に對し大いに反對を加へ、種々の紛議を醸成せり。中國政府は此に至りて遂に内には財政の窮迫に耐ゆること能はず、外には六國財團の反抗交々加はりしかば、屢々數回の交渉を経たる後、遂に此項の契約を破棄するに決定せり。故に該債は一九一三年四月に及び、前に五百萬磅の交付を受けたるのみにて、竟に中絶を告げたり。

上述せるが如く、民國元年（一九一二年）の財政は曾て完全に外債に頼りて成立せり。實際に付きて之れを言はば、夫れ革命は幾んど地方各省の財政をして各自に獨立せしめ、且つ地方は中央に經費不足を告ぐると雖、然かも中央は固より已に救済すること能はざるにより、各省各自に準備を行はしむることとなりしかば、地方は均しく紛々決然として自から外債を擧ぐるの行動を取り、同時に中央政府も亦地方よりの送金殆んど杜絶状態に陥りしにより、其行政費は多く外債に頼らざるを得ざりしなり。故に上述の外債を除くの外、可能なる範圍内に於いて、出來得る限り多數の零細なる小借款を實行せり。聞く所に據れば、此時中央各部の起せる各種外債の總額は、實に三千萬元に達せりと云ふ。然り而して上述せる短期借款の一部は、一九一二年の間に成立せる白耳義借款・クリスプ借款及四國借款の前渡し金等の實收額七千八百四十餘萬元中より支出償還することを得たり

と雖、而かも眼前の政費は即ち窮迫を告げたるのみならず、且つ拳匪事件賠償金竝に其他の外債も革命戦亂の發生以後、多くは已に其元利の支拂を停止せり。之れが爲めに、此れに先じてクリスプ借款を破棄せる革命政府は、此に至りて進退兩難に陥り、復た六國銀行團に向ひて救を仰がざるを得ざることとなり、大借款の交渉は一九一二年十一月末再び開始せられたり。然れども財政監督顧問官聘用の問題に關して又復た紛糾を生じ、交渉は成立難となれり。更らに此時歐洲は巴爾幹問題發生せるにより、其金融市場は重大なる打撃を受けて蕭條状態に陥り、又同時に米國に在りても大統領の交代となり、三月に及びて竟に六國財團より脱退せしかば、該大借款は屢々種々なる波瀾に相遇し、一年有餘を経過せしと雖、尙成立するに至らざりき。一面中國政府は此間僅なれども拳匪事件賠償金の支拂不足額已に三百萬磅に達し、且つ白耳義借款及六國財團の前渡し金の償還期も亦均しく已に同年六月前後に迫り、又且つ中央各部の起せる内外債の已に償還期に至れるものも亦已に八千萬元に垂んとし、而して中央の直接収入は幾んど皆無に等しく、地方の財政も亦均しく空乏を告ぐる有様なれば、固より中央に送金すべき餘裕無く、結局中國の財政は此時殆んど破産状態に陥り、加ふるに同時に南方には儼然第二の革命勃發の慮ありしかば、北京政府は已に區々たる條件問題を顧慮するに遑無く、竝に且つ列國も亦中國の再び動亂の區となり、列國の對支貿易の退歩するに至ることを欲せざりしにより、借款の交渉は一轉直下し、早くも四月二十六日には、已に二千

五百萬磅の大借款契約の成立を見たり。

此れより先、中國政府は大借款の成立困難なるを覺りしにより、曾て軍艦の建造を名義として奧地利と借款交渉を開始し、此交渉も一九一三年四月亦成立を見たり。此借款は奧地利銀行家代表獨逸商瑞記洋行と契約を締結せるものなれば、一名瑞記借款と稱し、又其建造する所の驅逐艦には、奧地利スコダ軍器會社製造のスコダ砲を備ふること定めたるを以て、又スコダ借款とも稱す。該契約は前後二回に分ちて成立し、其總額は三百二十萬磅たり。而して第一回の二百萬磅中々國政府に交付せるものは、僅かに百二十萬六千二百磅のみにして、其餘は即ち奧地利財團の軍艦建造用に充當するを口實として抑留する所となりたり。然れども其後幾許も無くして歐洲大戰勃發せしかば、該軍艦の建造も亦これが爲め中止されたり。更らに該借款成立の時に當り、別に又瑞記洋行より第三回借款三十萬磅の前渡金を受けたりしが、此項の金額は其後軍器の購入に使用せり。此項の五國大借款の名稱は、一九一三年善後五厘金幣借款と爲し、而して五國借款團は、英商滙豐銀行・佛商東方滙理銀行・獨逸商德華銀行・露國商華俄道勝銀行及日本商橫濱正金銀行より成り、其條件は即ち左の如し。

- (一) 借款總額は二千五百萬磅と爲し、各該國貨幣を以て發表すれば、獨貨五億一千二百二十五萬馬克・佛貨六億三千二百二十五萬法・露貨二億三千六百七十五萬留・日貨二億四千四百九十萬圓なり。
- (二) 期限は四十七年と定め、第十一年より起り、毎年一定額を以て償還を開始し、利息は年五分と定め、每半年一回支拂ふ。

(三) 借款金の用途は左の如く規定す。

- (甲) 各省政府の起せる外債計二千十三萬兩を償還す。
- (乙) 中央政府の起せる所にして、未だ期限に達せざる六國銀行團の前渡し金百三十五萬磅及橫濱正金銀行借款元利二十三萬五千磅並に革命事變によりて外國人の受たる損害賠償金二百萬磅の三項總計三百五十九萬磅を償還す。
- (丙) 中央政府の起せる所にして、已に期限に至れる拳匪事件賠償金二百萬磅・六國借款團の前渡し金の元利六十萬五千磅・白耳義借款の元利百二十六萬四千六百磅及四國幣制借款の前渡し金の元利四十四萬七千餘磅の總計四百三十餘萬磅を償還す。
- (丁) 革命事變當時各省の募集せる軍隊解散費三百萬磅。
- (戊) 一九一三年四月より九月に至る間の中央政府行政費及各種建設費五百五十萬磅。
- (己) 全國鹽稅整理費二百萬磅。
- (庚) 該借款第一年度上半期の利息六十二萬五千磅及銀行手数料一千五百六十二磅。
- (四) 該借款の債券發賣以前に、各國は前渡し金二百萬磅の交付を分擔し、其利率を年七分と爲す。
- (五) 該借の擔保は、全國の鹽稅中未だ曾て別項外債の擔保とならざる部分を以て、之れに充當す。
- (六) 若し將來關稅收入にして、關稅の擔保と爲れる各項借款の元利を差引きて尙剩餘ある時は、此の剩餘金を該借款の擔保と爲すことを得。但し若し此項の收入によりて鹽稅に剩餘を生ずる時は、即ち此項の金額は中國政府に交付返還す。
- (七) 中國政府は第十七年より第三十二年に至る期間に於いて、何時たるに論無く、百分の二半の増額或は全額或は又毎年の定額以上の金額を償還することを得。
- (八) 中國政府は該借の擔保たる鹽稅制度を改革し、並に外國人顧問を請聘して之れを助けしめ、並に借款の用途も亦外國人によりて監督せしむべし。

以上の各項中特に注意すべきは、即ち借款用途の監督なり。中央政府は本來甚だ外國人の中國内政に干渉する端を開くことを欲せざりしものなれども、然かも此項の規定は正に外國人をして竟に此種の干渉を行はしめたり。其結果中國政府は會計審査事宜の爲め、中央に在りて審計院を創設する計劃を爲し、而して其中に外債股を附設し、外國人二名を請聘して顧問名目にて稽查員(審査員)と爲し、此外尙中國人外國人各一名を置きて借款の支途を監理せしめたり。

中國政府は此に至りて、始めて二千五百萬磅の巨債を借款することに成功せり。但し中國の實收は百分の八十四たるを除くの外、中國政府は總額百分の六の銀行團手續費及爲替費を支出せざるべからざるを以て、中國政府の實收額は二千九十七萬三千六百六十八磅に過ぎず、且つ中國の此れを以て外債の元利並に賠償金の償還すべきもの計一千一百四十餘萬磅に達するを以て、中國政府の内政費に使用し得るものは、九百五十七萬磅に過ぎず、且つ又此項の内政費中より更らに鹽務整頓費及各省軍隊の解散費五百萬磅を除きなば、其實際に中央政費として使用し得るものは、寥寥として僅かに四百五十七萬磅に過ぎざるなり。

故に中國政府は此項の大借款を以てするも、只眼前の急場を彌縫し得るに過ぎず、並に且つ該借款に對する中國の負擔は、實に輕しと謂ふこと能はざるなり。蓋し僅か四十七年間の利息は、四千二百八十五萬磅の巨額に累積すべく、結局該期間内に於いて、中國の償還すべき元利は六億八千萬

元の巨額に達すべし。

第六節 續善後大借款

中國政府は此に至り、善後借款によりて外債の一部を償還することを得、而して中央及地方の繁雜錯綜せる借款を稍や整理することを得、同時に第二革命の亂も亦此れによりて解決することを得たりと雖、然かも中國の財政上の地位は依然として借款成立以前の狀態と異なる所無し。況んや且つ大借款中の中央行政費及各省の軍隊解散費七百五十餘萬磅も、亦政府より三千萬元を中央近畿の軍費に使用し、又二千萬元を地方政府に分給して地方の軍費と爲せしかば、其有效に使用されたる金額は殆んど幾何も無し。而して該借款は終に雲散霧消に歸し、反りて國內を擾亂せしめ、政界を騷然たらしめ、而かも政府の財政は依然として窮乏の域を脱すること能はざりしなり。加ふるに古き小借款にして善後借款の整理を経ざるものも亦其數少なからず、特に軍器の購買に基きて生せる借款の如きは、其未償還額已に二百萬磅に達したり。唯に之れのみならず、凡そ外債にして其償還期逼迫して眼前に在るものも亦已に少なからず、且つ各省の解散兵にして土匪となれるものも亦甚だ多きを以て、地方治安に對して頗る關係を有し、政府の支出は此れによりて愈々浩繁となれり。當時財政部の發表する所に據れば、地方の送金は民國元年より民國二年十一月に至る間山東・河南・湖南・廣東・江西各省の總計二百六十餘萬元に過ぎずと雖、然かも地方の中央の支出を要求せるもの

は一千四百餘萬元の巨額に達し、且つ地方政府は地方政府の負擔せる外債を償還せざるのみならず、地方債をも償還せざるを以て、中央の代りて償還せるものも亦九千餘萬元の巨額に達せりと云ふ。是に於いて政府は竟に復た種々なる小借款を起し、或は各種の經濟借款を起して一時の彌縫に資せり。其結果奧地利より五十萬磅を借款せるを除くの外、英國より三十七萬五千磅を借款し、白耳義より四十萬磅を借款し、唯に之れのみならず、中央各部の名義を以て外債を起せるものは、亦其數幾何なるを知らざるなり。即ち經濟借款も亦數年以來政府の屢々計劃せる所にして、英國の經濟に關する借款を提唱するに及び、各國の自由に投資することを得るに至りし以來、各國は野心を生ぜざるは無く、所謂利權の爭奪に熱中し、中國政府も亦財政窮迫せるを以て、別事を顧慮するに遑無く、遂に列國と陸續各種の鐵道及其他の經濟借款を締結せり。

即ち一九一二年九月成立せる所の白耳義財團の海蘭鐵道借款(金額二億五千萬法)を除くの外、該財團の同成鐵道借款(一九一三年八月成立、金額二億五千萬法)、英國の浦信鐵道借款(一九一三年十一月成立、金額三百萬磅)、又英國の沙興鐵道借款(一九一三年十二月成立、金額一千萬磅)、佛國の欽渝鐵道借款(一九一四年二月成立、金額一億法)及實業借款(一九一四年成立、金額一億五千萬法)英國の寧湘鐵道借款(一九一四年五月成立、金額八百萬磅)等を以て重要なるものと爲す。然り而して此れによりて中國政府の收むる所の前渡金も亦已に少なからず、特に佛國の二借款より得た

る一億三千二百十餘萬法即ち五百二十八萬磅は最も多きものなり。而して此等經濟借款より得たる前渡金は、多く政費に流用されたるや、固より説を待たずとも明なり。

中國の財政は此に至りて日々窮迫を告げ、且つ一九一三年末に及び、第一次大借款も亦無しくなりしかば、政府は即ち第二次の大借款を起さんと擬せり。且つ五國財團は此れに先じて政治借款六億萬兩の應募を承認せるも、唯當時鹽制の整理未だ其緒に就かず、且つ歐洲市場も亦極めて蕭條たりしにより、只二千五百萬磅を交付せるのみにて止みたり。然して第一次大借款も僅か數箇月間に已に雲散霧消し、中國財政の改良に對して毫も貢獻する所無く、且つ中國財政の三大財源——關稅・鹽稅・田賦——其中前二者は已に擔保に供し、今や殆んど餘力無きを以て、別種の擔保と爲すは頗る困難なり。此等の原因により、借款の交渉は久しきに亘りしが成就せず、且つ又歐洲大戰の勃發により、遂に此種の交渉は中絶せざるを得ざりき。是に於いて政府は大借款の中絶を填補する計劃を爲し、一九一四年(民國三年九月)六厘內債一千六百萬を發行せしが、意外にも其成績比較的良好に、且つ此時袁氏の勢力日に加はりたれば、其地方の送金も亦此れによりて日に増加し、革命後民國元年より民國二年末に至る此期間は、其送金僅か二百六十萬元のみなりしが、民國三年は僅かに上半年のみにて即ち八百萬元に達したり。故に政府は此種の收入を得たるにより、亦一時を糊塗し得たり。中國の重要な財源たる外債は、此に至りて已に絶望となり、今や中國政府は已に此種の收入に

依頼すること能はず、其後は全然國內の財源に頼らざるを得ざるに至れり。然れども北京政府の收入は、各省の送金・關稅剩餘金・鹽稅剩餘金及中央政府直接收入の四項を除きなば、他に何物もあるにあらざるなり。是に於いて政府は冗費を削減するを除くの外、一面各省の送金額を定め、凡そ各省にして收入の支出に不足するものは、暫時其送金方を猶豫し、例へば新疆・甘肅・雲南・貴州・廣西・黑龍江等の如き皆然り。而して其他の各省は即ち五等に分ち、一等は四百萬元・二等は三百萬元・三等は二百萬元・四等は百二十萬元・五等は四十萬元に定めしかば、全額は即ち三千六百四十萬元に達するに至れり。此外更らに國有財産を處分し、各種稅目（驗契稅・印花稅及菸酒稅の如き皆然り）を新設し、以て收支の一致に努力せり。幸にして民國四年に入るに及び、國內は略統一を見、政府の經費も亦漸次一定するに至り、且つ袁氏の威力愈々加はり、邊境の吏と雖も唯命是れ奉せざるは無く、幾んど敢へて中央の收入を截留するもの無し。故に中央の收支は略相償ふことを得、即ち中央の經常費毎月約六百萬元は、各省の送金三百萬元・鹽稅剩餘金二百萬元及官業收入百萬元を以て之れに充當し、次に臨時費毎月約二百餘萬元は、即ち驗契稅及臨時雜收入計約二百萬元を以て之れに充當せり。然れども當時内外債にして已に償還期に至れるもの已に七千萬元の多額に達し、唯に之れのみならず、袁氏の帝位を僭ふの野心を抱くに及び、財政上の施設漸次正軌を失し、僅かに帝制運動により支出せる經費のみにて一千萬元に達したり。故に政府は遂に三年の内債に倣ひて計劃し、

内債二千四百萬元を發行せしが、該公債の賣出しは中・交兩銀行に委せしを除くの外、更らに外國商滙豐銀行にも委任し、以て大いに其信用を高唱し、且つ巧妙に中日交渉案等を利用せるを以て、此れによりて其應募者は意外に多數に上り、其應募額は竟に二千六百十五萬元の巨額に達したり。然れども同年の歳入不足額は、即ち六千餘萬元に達せりと云ふ。同年末に至るに及び、第三革命復た發生し、急に西南出征軍の軍費の必要を告げしかば、政府は其翌年に入るを待ち、復た内債二千萬元を發行せしが、然かも其成績は不幸にして佳良ならず、其應募額は僅か七百七十餘萬元に達したるのみなりき。是に於いて政府は紙幣を濫發し、竝に同年四月米國商非銀孫洋行より米金二百萬弗の前渡金を受け、軍費に充當せしが、此種の米國商借款は、一般にシカゴ銀行借款と稱せり。而して其後同年十一月更らに三萬弗の前渡金を受け、前後合計五百萬弗を受けたるものにして、其利息は年六分と爲し、期限は三年と定め、烟酒稅收を以て擔保と爲せり。

袁氏の失脚後、北京政府は即ち袁氏の威勢及手段を失ひ、而して歳入の不足を填補し、且つ三次革命によりて生せる損害を救濟せざるべからざるにより、其困苦は更らに一層加りしかば、遂に復た民國五年九月四國銀行團（此時獨逸は已に該團を脱退せり）に向ひて一億萬元の續行善後借款を提議せり。唯當時歐洲大戰の前途は尙臆測を許さず、且つ中國に在りても適當なる擔保を見出し難かりしにより、該交渉は遅々として進行せざりしが、然かも中國政府の窮乏は依然として變化無かり

しを以て、此交渉にのみ没頭すること能はず、即ち有らゆる策謀を弄し、日本興亞公司借款五百萬元・交通銀行日本債五百萬圓・米國商シムスカレー會社の鐵道借款の前渡金百五十萬弗等を政費に流用せるを除くの外、各種の短期小借款を起し、尙他方にては、政費の不足せる毎に中・交兩銀行をして支出せしめたり。

中國財政の窮乏は、此時已に其極點に達し、遂に日本の斡旋により、續行善後借款中より、先づ中國政府の目前必要なる金額を支出することとなり、繼ぎて四國銀行團倫敦本部會議及北京代表會議を経たる結果、日本單獨にて借款を承認することに決定し、遂に民國六年八月十六日橫濱正金銀行と一千萬元の借款契約を締結せり。

其後九月十日、財政總長梁啓超氏は復た四國銀行團に提議して略云ふ、中國政府は前に曾て聯合國に向ひて拳匪事件賠償金元利の支拂延期方を要求せしが、中國の財政は此れによりて稍や安定すべく、行政費の準備を以て目的と爲せる第二次大借款に至りては、宜しく中止すべく、竝に幣制改革借款一千萬磅を要求す。更らに其後南北の政争日に激烈となり、地方も亦送金を停止せざるは無く、中央の經費は益々増加するのみにして、且つ前年來已に兌換停止に陥れる中・交兩銀行の整理も亦毫も進展無く、財政の支出は舊の如く變化無きを以て、中國は復た中國銀行紙幣整理資金借款二百萬磅を提議するものなりと。是に於いて屢々交渉を経たる結果、中國の提議を改め、而して總額

を二千萬磅と定め、竝に其用途は第一は幣制整理資金、第二は行政費と定め、其名は第二次善後借款と稱し、先づ日本は單獨にて日本金二千萬圓の支出に應ずることとなり、遂に七年一月六日調印を實行し、同時に先づ前渡金一千萬圓を交付し、繼ぎて同年七月更らに一千萬圓を交付せり。

民國六、七年の財政状態は已に上述せるが如く、特に第三革命發生以來、外債元利の支拂を延期せるものは、已に甚だ巨額に上り、僅か長期外債一項のみにても四千萬圓を下らず、故に大借款の更らに成立することを欲するは、已に急務中の急務なるが如し。然れども當時借款團は實際上只英・佛・日の三國を留むるのみにして、而かも其中英・佛の二國は自國の財政困難なるにより、斷じて中國の要求に應ずる餘力無く、借款契約は此れによりて成立し難く、第二次善後借款の前の契約の如きも亦一年を逾へずして、輒ち解約せざるを得ざることとなれり。然れども當時中國南北の對立は愈々激烈となりしかば、日・英・佛・米・伊の各國は協議を経たる結果、一九一八年十二月二日、遂に北京・廣東の兩政府に妥協を勸告せり。然るに當時共同勸告問題の爲めに、五國公使團相會せる時、中國の南北對立し、抗爭甚だ久しきに亘りて解決せざるは、一は財政上に餘裕ある爲めにして、若し南北雙方共戰費を準備する方法無かりせば、即ち相互の抗爭も自然期せずして消滅し、而して中國の統一は必ず之れに隨ひて現るものと爲せり。故に南北統一以前には協定を切止し、各國は固より互に警戒し、凡そ一切の政治借款は一致して拒絶することとなりしかば、其結果此れに先じて中國の

提議せる第二次善後借款は、勢ひ中絶せり。

第七節 應急借款

上述せるが如く、第二次善後借款の交渉は久しきに亘りしも解決すること能はず、同時に歐洲大戰勃發以來、中國政府は竟に専ら日本に頼らざるを得ざることとなり、日本も亦當時極力段祺瑞内閣を援助し、中國の統一促進を冀ひしかば、中國は此時日本より少なからざる金額を借款することを得たり。茲に其重要なるものを特記すれば、左記の如し。

- (一) 所謂參戰借款 中國の歐洲大戰に参加せる當時、西比利亞の秩序を維持する見地の爲め、一九一八年五月十六日日本と陸軍協同防敵軍事協定を締結し、繼ぎて九月二十八日此項の協定により日本銀行團より二千萬圓を借款し、國防軍三師を編成し、之れが經費に供せり。此れ即ち參戰借款なり。
- (二) 兵器借款 上述せる協定に關聯して日本の兵器を購買する計劃を爲し、日本泰平洋行と兵器借款契約を締結せり。其金額は二千九百九十一萬五千八百七十七圓なり。
- (三) 濟高鐵道借款前渡金 膠濟鐵道の延長線即ち濟南順德間及高密徐州間の兩線を建設する計劃を爲し、日本興業銀行と濟高鐵道借款契約を締結せり。其金額は二千萬圓なり。
- (四) 滿蒙四鐵道借款 二千萬圓。

(五) 有線電信借款 有線電信を改良擴充する資金の準備計劃を爲し、同年四月三十日中華滙業銀行と有線電信借款契約を締結せり。其金額は二千萬元なり。

(六) 金鑛森林借款 黑龍江及吉林の金鑛及森林の資金を準備する計劃を爲し、中華滙業銀行と金鑛森林借款契約を締結せり。其金額は三千萬圓なり。

(七) 無線電信借款 雙橋に一大無線電信局を設け、歐米日本各處の同一規模の無線電信局と直接聯絡せんと計劃し、同年二月二十一日三井洋行と無線電信借款契約を締結せり。其金額は五十三萬六千二百六十七磅なり。

(八) 吉會鐵道借款前渡金 吉林・會寧間の鐵道建設費を準備する計劃を爲し、同年六月十八日興業銀行より一千萬圓の前渡金を受けたり。

此の如く各種の契約相繼ぎて成立せるを以て、其間兵器借款及無線電信借款を差引くも、而かも更らに前述せる交通銀行借款(二千萬元)及京畿水災借款(五百萬元)を加へなば、其合計は一億四千五百萬元となるべく、此額は即ち世上に稱する西原借款なり。而して殆んど其全部は政費に流用し政權の爭奪並に財政の敷衍に資せしかば、之れによりて民國七年の財政は、始めて僅かに彌縫することを得たり。

上述せる如く、中國政府は此時日本に對して前後巨額の外債を負擔せり。顧みれば此外尙伊太利

マルコニー無線電信會社より、前後二回に亘りて八十萬磅を借款し、且つ中國は歐洲大戰に参加せるにより、其拳匪事件賠償金の元利金は、民國五年より五年間延期することを得、此れによりて中國政府は毎年一千九百八十九萬餘兩の負擔を輕減し、且つ獨・奧兩國に對する債務約六千六百四十萬元も亦同時に消滅せり。又鹽稅の一項も亦改革されし以來、其成績は頗る良好にして、其收入は毎年漸次増加し、此時の年額は已に八千數百萬元に達したり。關稅も亦民國七年八月新稅率を實施せし以來、其年收は八百萬兩と云ふ巨額の増加を來し、一面銀價頻りに奇騰を告げしかば、外債の償還も亦極めて好都合となり、貿易は之れ亦歷年輸出入均衡を保持せり。此れを綜合して言へば、此時期は中國の財政上空前絶後の天佑時代たりと稱すべし。故に當時若し國內にして紛争無かりせば、即ち彼の地方よりの送金杜絶を告ぐと雖、而かも中央の財政は自から餘裕を生じたるべく、更らに一步を進めて言へば、當時は正に財政整理の絶好なる機會たるを失せざりしなり。然りと雖、凡そ當時の政治家者流は毫も此點を顧みず、反りて恣に倒行逆施し、私黨を結びて政争に没頭し、即ち日本より借款せる金額の如き、亦其大半を舉げて所謂政争の資に擲ちしかば、此れによりて軍政兩費は著しく増加を示し、軍費の如きは特に甚だしかりき。即ち民國二年當時其月額は僅かに百數十萬元の軍費なりしが、此時に及びては臨時費を計算せずとも、竟に月額七百餘萬元に達し、唯に之れのみならず、其他一切の支出も亦更らに昔に比較すべくも無く、其結果財政をして愈々紊亂

に陥らしめたり。之れを言へば、實に慨嘆を禁ずること能はざるなり。

上述せるが如く、日本より借款せる金額も、亦一年ならずして已に雲散霧消し、且つ各國の協議して中國に對する借款を停止せる後、日本も亦中國内亂の益々紛糾する状態に鑑み、遂に一切の財政上の援助を中止すべく公表せしかば、是に於いて中國政府は専ら内債或は短期借入金に頼り、一時を彌縫せざるを得ざる状態に陥れり。然りと雖、此の如き状態にては、竟には中國の財政を支持すること能はざるを以て、秘密裡に米國に於いて借款運動に従事せる結果、突然一九一九年十一月三十日、米國太平洋興業會社と煙酒借款契約を締結することを得たり。其金額は米金五百五十萬弗にして、其用途の名目は軍隊の解散費並に期限満了の債務償還費等と爲し、利息は年六分と定め、期限は二年と爲し、並に前渡金は五百五十萬弗なりと約し、今後尙更らに三千萬弗を限度とせる金額を借款し得ることと爲し、並に煙酒收入を以て擔保と爲し、且つ此れによりて中國は米國人を煙酒局次長に任命することと爲れり。原來此借款は鹽稅方法を摸倣し、米國人の力を以て煙酒稅の改革を企圖せるものなりしかば、此れによりて國內の輿論沸騰し、極力反對せるを以て、是に於いて該借款も亦、五百五十萬弗を前渡しせる後、輒ち終りを告げたり。

此より前に各國の協議決定せる借款の中止は、此に至りて竟に米國に破壊され、且つ其後中國政府は銀行團に向ひて屢々其財政の困難を告げしかば、米國の提議せる借款團問題は復た擡頭し、同

時に又臨時借款團體組織の主張を見たり。

此に於いて遂に一九二〇年一月、北京駐在各國公使の會議を経たる結果、借款の大綱を決定せり。此大綱に據れば、即ち總額は五百萬磅と爲し、該借款の用途は只に南北統一を阻碍する方面に使用すること能はざるのみならず、且つ其一部を擧げて南方にも分與すべきものと爲し、其用途は亦財團より嚴重監督し、更らに新借款團の成立せる時は、該借款は新借款團の支配に歸するものと爲せり。然れども該案は屢々各種の妨碍ありしにより、久しく實行すること能はざりしが、此時中國政府は已に金錢の需要逼迫せるの故を以て、其一部の前渡しを要求せしかば、日本は遂に單獨にて負擔を承認し、日本金九百萬圓を交付すべく、二月十九日契約を締結せり。其期限は六箇月と爲し、利息は年八分と爲し、中國政府の國庫證券を以て擔保と爲せり。而して該借款は同年十月、鹽稅より償還して完結せり。

同年中國の北部一帯は突然饑饉状態に陥り、極めて悲惨なる區域は五省二百九十縣に及びたりしかば、中國政府は遂に十月十四日、舊四國財團に一千二百萬元の借款を提議し、饑饉の救済に資せんとせり。是に於いて銀行團は該提議を新借款團の經理に移さんと欲せしが、意外にも中國國內に此新借款團に對する反對盛に起り、中國政府も亦此れを以て國內政策上不利と爲し、並に且つ當時内國銀行團も亦已に成立し、内債の募集も亦稍や成績可良なりしかば、中國は遂に此項の大借款を

放棄し、改めて四百萬元の借款を提議せり。各國も亦其緊急必要なる費用たることを認め、遂に關稅附加税を擔保と爲し、四國各百萬元を分擔し、此項の要求に應じて交付することに内定せしが、其後用途の監督上に於ける交渉に紛糾を生ぜし爲め、一九二一年一月十九日に及び始めて契約を締結せり。此より前中國政府は各國に向ひ、一箇年間を限りて關稅附加一割の新設承認を要求し、各國の承諾を得、同年三月一日より實施せり。此項の契約に據れば、即ち此項の收入を借款の擔保と爲し、並に利息を年七分と爲し、期限を一年と爲し、並に用途監督の委員會を組織し、中外兩者より委員各六名を選出し、其用途を監督せしむることに規定せり。新借款團は一九二〇年十月十五日に遂に成立を告げしと雖、然かも中國は、此項の借款團は列國の中國財政に容喙する先例を開くものなりと爲し、所謂國際管理は或は此れに隨ひて起らんと稱し、相率ひて反對せざるは無し。然かも顧みるに財政の窮乏は依然として舊の如く、如何とも爲し難かりしかば、遂に一九二二年の春、四億萬元の整理大借款を提議し、而して三千五百萬元の前渡しを要求せり。然れども列國は過去に於いて、政治借款は國內の平和を攪亂するに足るものなることを實驗せるにより、應募を欲するもの無く、竟に該提議も亦自然に消滅せり。是に於いて中國は此後外債に依頼すること能はず、(其後稍や數回の小借款ありと雖、此れは姑く論せず)其後は只中・交兩銀行の紙幣を亂發し、或は短期借入金及國庫證券を起し、僅かに其日其日を安じ得たり。

第八節 新借款團の成立

前に記述せる所の列國共同貸付の應急借款は、其後鹽稅及關稅剩餘金中より全部償還せしが、其他の借款、例へば民國七年間に日本より借受けたる幾多の借款の如きは、均しく擔保不確實なる故を以て、元利の償還支出は停頓状態に陥らざるは無し。此れを綜合して言へば、中央政府の今迄で起せる政治借款（財政部の負擔に限る）は僅かに長期外債一項のみにて、已に計一億八千七百萬磅餘となり、其中鹽稅を以て擔保と爲し、而して年々確實に元金の償還利拂をなせるものは、僅かに一八九五年の露佛借款・一八九六年の英獨借款・一八九八年の續英獨借款・一九〇一年の拳匪事件賠償金・一九二二年のクリスプ借款及一九一三年の善後借款の六項のみにして、其他の大小幾多の借款に至りては、即ち數年來元利の償還を停止せざるは無く、之れに因りて負債金額は竟に日々増加を呈し、現在にて切れるも、中國政府の負擔する政治借款は已に十七、八億萬元の多額に達したり。國際借款團の中國に對する起源は、實に一九一〇年三月二十三日川奧漢鐵道建設に關し、英・佛・米・獨四國團の共同して投資せる時に始まり、繼ぎて復た該四國團と幣制改革借款を契約し、未だ幾許も無くして米國脱退し、日・露兩國參加し、而して五國團は中國改造資金の大借款に應せり。此の如く投資に關して遂に列國は協調の精神を開きしが、然かも其後歐洲大戰の勃發及中國財政の紊亂により、勢ひ國際財團の活動は頗る阻碍を感じたり。然るに一九一八年七月に及ぶや、米國資本團は一

個の新對支財團の組織を企圖し、其國政府の賛成を得たる後、遂に米國國務卿より日・英・佛三國に向ひて正式に照會を發せり。蓋し米國は前に一九一三年中國の善後借款に投資することを欲せず、財團の脱退を宣告せしと雖、然かもモルガン以下其他の國內各投資家は、中國に對する投資を甚だ喜ばざるは無く、財團に復歸を希望し、特に一九一六年中國の第二次善後借款を提議せる時の如き、米國資本家は甚だしく財團に加入することを欲したり。當時財團各國の此れに對する態度は、遂に決定すること能はざりしと雖、然かも歐洲大戰の勃發せるに及び、輒ち米國をして加入せしむるを以て便利なりと議決し、遂に一九一七年に至りて米國に其財團復歸を勸告せしが、然かも當時は不幸にして其復歸は實現すること能はざりき。但し米國も亦幾許も無くして、此中國國情の愈々紛糾する時に當り、對支政策上獨り米國の孤立に陥るは、極めて不利となし、遂に従前の復歸説を改め、其國際的地位の優勢なるに乗じ、更らに新財團の新組織を提議したり。該提案の要旨は、即ち左の如し。

- (一) 現在の四國財團の範圍を擴充し、各國々内の資本家を網羅し、特に従來中國の各借款に對して關係ありし金融家を包含し、而して日・英・佛・米を以て新借款團を組織す。
- (二) 新借款團は政治借款のみならず、實業借款に對しても亦共同行動を採る。
- (三) 新借款團々員にして既に得たる借款の優先權は、之れを國際新借款團に譲り渡すことを得。

米國の此種の提案を提出するに至りし所以は、表面上は上述せる宗旨に基くと揚言せしと雖、然

かも其眞意の在る所は、即ち米國の從來中國に於ける投資及其他に對する發展方面は、列國に比して常に一等劣る所となり、屢々發展を試みしと雖、然かも常に諸國の既得權の爲めに阻碍せられ、竟に意の如く活動すること能はざりしかば、此機會に乘じ、各國をして其特權を放棄せしめ、各國をして全中國に在る享樂を機會均等たらしめんと欲して致せるに外ならざるなり。蓋し従前より米國は此目的の爲めに、或は中國の門戶開放機會均等を提唱し、或は幣制の改革を企圖し、又或は一九一六年五月山西・甘肅・湖南・廣東・廣西・浙江等諸省に跨る長さ一千百哩大鐵道の一億萬弗の大借款を契約し、以て各國の經濟上に於ける勢力範圍を打破する事に努力せしが、然かも竟に其目的を達すること能はざりしなり。尤も上述せる鐵道の如きは、英・佛・露三國の既得權を侵害するにより、嚴重なる抗議を受け、結局實現すること能ざりき。是に於いて遂に此機會に乘じ、其從來の目的をして達成せしめんと企圖せるものなり。

關係各國の銀行家は、遂に一九一九年五月巴里に於いて預備協議會を開き、大體上述せる米國の提案の原則を基礎と爲し、新借款團契約の大綱を議決し、各國政府及各財團に交附し、顧慮するを得せしめたり。然るに其後日本は南滿州及東部内蒙古の一部を特別に除外すべく提議するに至りしかば、該財團の成立問題は一時幾んど挫折に瀕せり。蓋し英・米兩國は此種日本の要求に對して強硬に反對し、特に米國は其多年の歴史的關係より、極力日本の主張に反抗せる結果なり。即ち米國は

夙に昔日より絶へず其門戶開放機會均等主義をして滿洲に波及せしめんと高唱し、該地方を開放して列國の通商投資範圍に供せんとせしものにして、一九〇六年日露戦後の對日警告の如き、一九〇九年世界一週鐵道を計劃し、日本に南滿鐵道の譲り渡を交渉要求せしが如き、又同年末六國資本團を以て滿洲鐵道を買収すべく提議し、其軍事上・政政上に使用する目的を不能ならしめんとせしが如き、一九一〇年九月四國財團を以て南滿鐵道の併行線たる錦愛鐵道を建設せんと企圖せるが如き、更らに四國財團を以て滿洲興業借款に應せしめしが如き、此等種々なる計劃は、皆米國傳來の政策より出でたるものにして、日・露兩國を牽制し、滿洲をして日・露の獨占に歸せざらしめんと欲せしにあらざるは無し。大勢既に此くの如きを以て、日本も亦其滿蒙除外の提案は採用せられざるを覺り、屢々幾多の協議を経たる結果、始めて左の如き結末を見たり。

- (一) 南滿洲鐵道及其現在の支線と該鐵道の附帶事業たる鐵山は、借款團の範圍に屬せず。
 (二) 吉林會寧・鄭家屯洮南・長春洮南・開原海龍吉林・吉林長春・新民屯奉天及四平街鄭家屯の諸鐵道は、新借款團の範圍内にあらず。

是に於いて日本は財團參加を承認し、新借款團契約は一九二〇年十月十五日紐育に於いて竟に正式に成立を告げたり。

新借款團の成立は、已に一九二〇年十月十五日紐育に於いて宣言せる所にして、已に前述せるが如し。茲には該契約の要旨を列舉し、以て參考に供すべし。

- (一) 本規約の適用範圍は、中國政府・中國中央政府各部・中國地方政府及中國政府或は地方政府の所有或は管理する所の會社或は法人並に中國政府或は地方政府の保證せる當事者等、此項各種主體の現在及將來の借款契約を爲す。但し凡そ中國々内に在りて募集するものは此限にあらず、既存借款權に至りては、本契約の範圍内より除外することを得。
- (二) 凡そ本規約適用範圍内の借款契約並に此種借款契約によりて生ずる事業は、均しく本團體より本規約に照して處理す。
- (三) 本規約は各當事者間の一切の關係に對し、完全なる均等主義を與ふるを以て基本宗旨と爲す。故に各當事者は一切の事業に自から均等の部分權利を有し、並に一切の契約に對して調印を行ひ、一切の事業に關する費用に對しては義務を分擔し、又各當事者は其性質其種類の如何を論ぜず、自から同一の權利・特權・利益・責任及義務を享有す。
- (四) 凡そ一切の契約は、範圍内に在りて宜しく作成すべし。若し各當事者をして共同的義務を負擔せしめざれば、各當事者をして各自負擔する所の契約並に義務は、各自分列して履行することを得せしむ。
- (五) 本契約の効力は、一九二〇年十月十五日より起りて五年間繼續す。

上述せるが如く、此項の新借款團は遂に成立を告げたり。然れども中國は常に此新借款團を以て列國の中國財政に干渉する端を開くものと爲し、其中國の主權に對して至大の關係あるを考慮し、遂に起ちて反對し、繼ぎて中國政府は提議して略曰く、「運輸系統に關する中國の主權を完全に恢復する見地の爲め、列國は應に從前外交上の壓迫によりて理由無く成立せしめたる一切の舊契約を廢棄すべし。然れば中國は各國を招き、一定の期間内に協議して一個の中國々有鐵道の新組織を作成し、而して列國をして一個の共同團體を組織せしめ、鐵道の建設並に投資を實行するに資せしむべし。而かも不幸にして列國の顧みざる所と爲れり。次で中國は復た提議し、中國銀行團の新借款團

に參與することを許可されたとしと請求せしが、此提議も復た其反對に遭へり。其結果該新借款團は愈中國の反抗を刺激し、且つ列國も亦其後國內の愈々紛糾状態に陥りしに鑑み、遂に借款の一項は特に中國の内亂を助長せしむるものなりとの意見を抱くに至り、此種々なる理由により、該新借款團は今に至るも何等大活動を見ざるなり。

第二章 外債と鐵道の關係

第一節 序 說

十九世期の末葉に至るや、列國の國策は皆漸次所謂國民主義より轉じて國民的帝國主義となり、而して海外に向ひて銳意發展せざるは無し。此時に當りて、中國は日本と鋒を交へ、竟に挫折して一敗地に塗れ、積弱を暴露する所と爲れり。是に於いて中國の茫大なる國土及無限の經濟資源は、遂に列國帝國主義者の覬覦する所となり、列國は即ち全力を傾注して極東を經略せざるもの無く、其結果中國は幾んど列國帝國主義者の最大なる目標と爲りしなり。今列強國の海外經略經過に就きて論ずれば、其大體は領土侵略主義より變じて通商貿易主義となり、而して更らに變じて經濟的投資主義を以て中心と爲せるものにして、列國の中國に於ける企業も亦固より此軌道を循りたるものなり。蓋し中日戰爭後、列國は先を争ひて中國に租借地を要求し、以て其軍事通商の策源地と爲さ

ざるは無く、同時に所謂勢力範圍或は利益範圍を設定し、此範圍内に鐵道を建設し、此の如くにして遂に列國競争の勢を呈し、其結果遂に中國は列國の爲めに瓜分さるゝ趨勢に至れり。蓋し鐵道の建設は、其國に政治經濟上の勢力を扶殖するに極めて良好なる方法たるべく、同時に國際上の優越權を支撐するは、亦最も良好なる手段たり。然れども未だ幾許もならずして、中國官民は此れが爲め反動的に熱列なる利權回收運動を喚起し、列國の管理せる鐵道も亦漸次之れを回收せり。且つ一八九九年に至るや、米國は突然に門戶開放機會均等主義を主張せるを以て、列國の野心は稍や防遏され、列國も亦爾後は只通商方面に其全力を傾注するに至れり。然れども此時恰も清廷覆倒の秋に遭ひ、其國計の窮乏は言語に絶し、幾んど其性質並に種類の如きは判別するに暇無く、苟しくも借款を應諾するものあれば、只機會の失することのみを恐れ、此れに就き借款せざるは無き状態に陥りたり。其結果又復た列國の狼心を刺戟し、重ねて利權争奪の局面を演出し、特に其鐵道利權の攫獲に熱中せしめたり。但し此時鐵道利權の内容は、已に従前の建設權或は管理權より一變して借款の優先權と爲りたり。蓋し債權人は皆此れによりて募債上莫大なる利益を得べきのみならず、同時に材料購入の事宜を代理して大金を攫取すべく、且つ其結果各國は鐵道建設の材料供給を引受け取扱ふを以て、其通商の進歩を促すべし。況んや其借款は多く政府より保證され、而して鐵道或は地方の收入を擔保と爲せるものなれば、政治上にも亦重要な關係を有すべく、直接上或は間接上に

も自國勢力の擴張を促すべし。故に鐵道投資に關し、各國間に遂に政治上の争執を惹起せるは又怪しむに足らざるなり。中國の鐵道は之れが爲め、各國と甚だ深き關係を結成するに至れり。

第二節 鐵道は列國の利權争奪の目的物

凡そ中國の鐵道にして外國と最初に關係を生じたるものは、實に一八六三年上海在留外國人の相率ひ、當時の江蘇總督李鴻章に上海・蘇州間の鐵道建設の特權を請求せるに始まり、繼ぎて一八六八年又 Mr. Stephenson 氏は鐵道建設の計劃書を作成し、政府を勧誘せしが、然かも共に中國政府の漠然顧みざる所たりき。其後上海の英國商怡和洋行 (Jardine Matheson & Co.) は、政府より上海より吳淞に至る鐵道の建設特權を獲得し、光緒二年(一八七六年)六月地方人民の反對をも顧みず、居然として一鐵道(長さ約十哩)を建設し、中國をして最初の鐵道の洗禮を受けしめたり。然るに幾許も無くして一勞働者の轢殺さるゝ所となるや、地方人民の形勢は囂々となり、遂に其翌年中國政府は二十八萬五千兩の價を以て該鐵道を購買し、之れを破壊せり。聞く所に據れば、該鐵道の軌條は其後臺灣に輸送し、遂に臺北・淡水間の鐵道建設用に供せりと云ふ。

一八七八年に至り、直隸總督李鴻章は招商局總辦唐廷樞と相謀り、該局所屬船舶の石炭を得る計劃を爲し、開平炭坑の採掘を企劃し、開平炭礦公司を組織し、天津より蘆臺に至る運河を利用して石炭を搬出する爲め、開平より運河に至る距離七哩の軌道を建設し、人馬の力に依りて石炭を搬運

せんと企劃し、英人技師を請聘し、一八八〇年遂に其建設を完成せしめたり。然るに其翌年（光緒七年）六月、該技師は又北京政府に諮らず、擅に自から機關車を使用し、而して竟に中國の鐵道建設の先驅をなせり。是に於いて李總督も亦該鐵道を延長して蘆臺に至らしめんと欲し、一八八六年開平鐵道公司を組織し、更らに一八八七年改めて中國鐵道公司となし、滙豐銀行より百萬兩の資金を借款し、翌年に至り遂に其延長をして天津に至らしむることに成功せり。又一八九四年國內の反對をも顧みず、重ねて開平より昌黎に至る距離三十九哩の鐵道を建設せしが、間もなく中日戦争起りしを以て、其發展は中止されたり。

上述せるが如く、當時頑迷無智の官民は、鐵道は民間に於ける運輸業者の生計を奪ひ、家屋・田畑・墳墓を破壊するものなりと謗れり。此れによりて中國に在る鐵道は遅々として進行すること能はずりしが、然かも上述せる鐵道の創設せらるゝに及び、鐵道の利便なることを始めて朝野人士の認識する所と爲り、特に中佛及中日の諸戦争に遇ひて愈々鐵道の緊要なることを感じ、同時に左宗棠・張之洞及劉銘傳等の如き當時の達識の士は、上奏して鐵道の建設を要求せざりしもの無かりき。此れによりて鐵道建設の聲は國內に漲り、京漢・奧漢等諸線の計劃相繼ぎて起り、時恰も列國の極東經略の策を施行する時に當りしかば、其鐵道の建設は、遂に列國競争の目標となり、而して一八九六年より一九〇〇年に至る所謂利權争奪時代を演出するに至れり。而して其濫觴たるは、實に露國に

於いて中國の對日賠償金を保證せるに基けり。而して佛國と協同して中國の外債四億萬法に應じ、其代償として一八九六年九月、露國公使カシニーは軍機大臣李鴻章と所謂カシニー條約を締結し、其結果露國は滿洲を横貫して西比利亞に達する鐵道の建設權及烏蘇里鐵道を建設する特權を獲得せり。之れを換言すれば、此れによりて列國の利權戦は、遂に開幕を宣せられたるなり。

當時吾が中國の鐵道は竟に列國競争の目的物となり、竝に最初に鐵道の利權を攫獲せるものは、實に露國なることは前述せる所なれども、露國に繼ぎて躍進し來れるものは、春筍の叢出せるが如く多く、獨逸の如きは一八九七年十一月、該國の牧師の兗州に在りて難に遇ひたるに乗じ、我が中國に膠州一帯の割讓を迫り、竝に礦山の探掘及鐵道の建設權を攫獲せり。英國の如きは初め我が中國に雲南各都市の開放を強ひ、竝に緬甸鐵道を延長して雲南境内（一八九七年二月）に至らしむることを承認せしめ、次には即ち平公司（Peking Syndicate）の名稱を以て山西省内の探鑛權（一八九七年九月）を攫獲し、同時に我が中國に楊子江沿岸各省の不割讓の誓約を迫り、竝に英國人の總稅務司たる地位（一八九八年二月）を確保したり。只に此れのみならず、露國の一八九八年三月繼ぎて旅順・大連の租借地竝に南滿鐵道の建設權を獲得せるに拮抗する見地より、同年六月吾が中國より新に威海衛の租借地を得、同時に佛國の廣州灣の租借地に對抗する見地より、特に九龍の租借地を擴張し、更らに同年五月又滬甯鐵道の投資權を獲得せり。又佛國の如きは既に一八九五年六月、早くも

雲南省の鐵道建設權並に雲南・廣東・廣西各省の採鑛優先權及電線接續權等を獲得し、今復た一八九七年六月雲南及廣西兩省の鐵道敷設權を得、次で其翌年四月我が中國の雲南・廣西・廣東三省不割讓の誓約を求め、並に廣州灣の租借地を許され、更らに同年六月該國牧師の桂省に在りて難に遇ひたるを口實となし、遂に北海より南寧に至る鐵道の建設權を奪取せり。米國も亦遂に露・獨・英・佛の諸國に倣ひ、一八九八年四月奧漢鐵道の建設權並に管理權を獲取せり。更らに此れに先じて一八九七年五月、吾が中國政府の白耳義財團と京漢鐵道建設を契約せる時、露・佛兩國は秘密に該財團を操縦せしが、事英・獨兩國の掲明する所と爲り、遂に該兩國は最惠國の約款を結べるを口實と爲し、抗議を提出し、遂に一八九八年九月、英國は廣九・浦信（浦口より信陽に至る）及滬杭甬鐵道の建設權を攫取し、且つ獨逸と共同して津浦鐵道建設の特權を獲得せり。繼きて同年十月露國の北方に侵入せるに抵抗する見地より、二百三十萬磅の借款契約を締結して京奉鐵道の完成を促せるを除くの外、前に平公司の名稱を以て得たる山西の採鑛權を擴張し、並に新に河南省に在る採鑛權を獲得し、更らに一九〇〇年に至り、又河南道口より澤州に至る間及澤州より襄陽に至る兩鐵道の建設權を獲得せり。一方露國は英國と雁行し、正太鐵道の投資權を受納し、更らに一九〇三年に至り、白耳義財團をして汴洛鐵道の借款契約を締結せしめたり。日本一國は此列國の爭奪に没頭せる時に際し、僅かに一八九九年四月、中國政府をして福建省の不割讓を誓約せしめたるのみなり。

上述せるが如く、中國の中部は列國の劃定せる各自の勢力範圍と爲り、其瓜分する所の勢を馴致するに至れり。然れども其後米國は一八九九年九月より十二月に至る間に於いて、各國に向ひて門戸開放機會均等主義を提議し、同時に中國も亦熱烈に利權の恢復を提唱せしかば、是に於いて列國の侵略行動は甫めて稍や緩和され、而して其從前の利權政策は變じて鐵道建設上の投資となり、並に從來各國の鐵道政策は鐵道の建設權並に管理權の獲得をのみ冀しが、然かも爾後は投資並に技師・材料供給の優先權を企劃するに止まれり。

中國政府も亦列國の激烈なる利權爭奪によりて許可せる鐵道利權に對し、漸次危惧の念を懷き、遂に總理衙門内に鑛務鐵路總局を特設し、此れより先許可して外國に與へたる鐵道・鑛山に關する事宜を掌理せしめ、同時に開鑛築路公共章程を公布し、種々計劃中の鑛山及鐵道を統理し、且つ可能なる範圍内に於いて中國商民を督勵し、其投資を實行せしめたり。此の時に當り、中國には偶然利權恢復運動勃發し、上下共同して既成或は未成鐵道の買收に努力せしかば、外國の管理せる諸鐵道は、此れによりて漸次中國政府の買收する所と爲り、即ち湘・桂・奧三省の紳商の一九〇五年米國の計劃せる奧漢鐵道を買收せるを始めと爲し、以下次第に一九〇五年英國より道澤鐵道を買收し、一九〇七年又英國より廣九鐵道を買收し、一九〇八年白耳義より京漢鐵道を買收し、並に英國より滬杭甬鐵道を買收し、各鐵道の管理權を恢復することを得たり。政府は復た一九〇六年（光緒三十二

年)鑛務鐵路總局を撤廢して郵傳部を新設し、其交通運輸に關する一切の事宜を管理せしめ、且つ一九〇三年鐵道簡明章程を公布し、竝に一九〇六年鐵路購地章程を發布し、熱心に鐵道建設を獎勵したり。故に自國人に依る鐵道建設の計劃は踵を接して起り、即ち最初に中央政府は京張鐵道(北京より張家口に至る)を計劃し、一九〇五年九月工を起し、一九〇九年八月始めて完成せり。該鐵道の建設は廣東人詹天佑を技師長に任じ、京奉鐵道の純利を以て其資金と爲せるものなれば、此れは完全に自建自營の鐵道なりと誇稱するに足るべし。

地方政府も亦次第に株萍鑛路(江西萍鄉炭坑より湖南株州に達す)及南京市街鐵道(滬寧鐵道の終點下關と南京城内とを聯絡す)を企劃し、前者は一八九八年起工し、一九〇六年始めて全通し、後者は一九〇七年起工し、間も無く完成を告げたり。更らに民間に於いても亦競争的に鐵道の建設を企劃し、其中にても最も早きは潮汕鐵道(汕頭より潮州に至る)なり。該鐵道は蘭領蘇島の豪商張煌南個人の企劃せるものにして、一九〇四年日本人技師の手にて起工され、一九〇六年十一月遂に開通を見たり。該鐵道は新甯鐵道と同じく、中國商民の資本に依りて建設されたる純粹の商辦鐵道なり。該鐵道の成就により、一般商民は驟然として刺戟を受け、其後私設鐵道の計劃は相繼ぎて起り、一九〇六年の新甯鐵道(廣東斗山江門間)・南潯鐵道(九江南昌間)・安徽鐵道(蕪湖廣德間)及滬杭甬鐵道(上海杭州寧波間)の如き、一九〇七年の漳厦鐵道(厦門漳州間)及齊昂鐵道(東支鐵道齊々哈爾驛

より齊々哈爾城内に達す)の如き、或は一九一〇年の洛潼鐵道(河南府より潼關に達す)及川漢鐵道(漢口重慶間)の如き、此等は皆然り。然れども此等諸鐵道中、民間の資本に依りて建設されたるものは、只新甯鐵道と漳厦鐵道の一部分とのみにして、前者は米國在留の華僑陳宜禧氏の企劃せる所に係り、一九〇六年起工し、一九一三年全通することを得たりしが、後者は一九〇八年起工せしと雖、然かも嵩嶼(厦門島の對岸に在り)より只十八哩を建設せる後、輒ち中止するに至れり。民間の鐵道計劃は、此の如く多くは失敗に歸したるを以て、勢ひ之れによりて鐵道の國有論起り、遂に一九一一年五月(宣統三年)諭告を發し、凡そ國內鐵道の幹線は皆國有に歸せしめたり。然るに其後川奥漢鐵道に關して國有反對の紛糾を生じ、同時に革命勃發し、清朝終りを告げられたれば、國有問題も亦此れによりて挫折せり。

第三節 列國の投資と中國の鐵道

一九〇〇年以降、列國の競争は一時非常に緩和され、其後は只日本の一九〇七年四月吉長鐵道(吉林長春間)の投資權を獲得せるを見、又一九〇九年九月吉會鐵道(吉林會寧間)の投資權を獲得し、竝に英・獨・米・佛四國財團の一九一一年五月川奥漢鐵道に對する投資權を獲得せるのみなり。其他の滿洲に於ける日・露の勢力を牽制せんと欲し、一九〇七年十一月英國の波林商行及米國の資本團の中國政府と法庫門を起點として新民屯に至る南滿鐵道の並行線建設を契約せるが如き、米國の突然各

國の借款を以て日・露兩國の手より滿洲鐵道を奪回し、此れを列國共同の管理下に置かんと企劃せるが如き、又一九〇九年十月米國財團の中國政府と錦愛鐵道（錦州より愛理に至る）建設の借款契約を締結せるが如き、次第に勃發せしが、然かも幾んど皆日露兩國の抗議に遭ひて消滅に歸するに至れり。

然るに辛亥革命以後は、國內の紛亂時に起り、加ふるに財政の窮乏洗ふが如きを以て、勢ひ復た列國の利權爭奪を促すこととなり、重ねて所謂勢力範圍主義の蘇生を見るに至れり。先に數回に亘り、中國政府の列國と多數の借款契約を締結せることに言及せしが、今や特に其鐵道投資の競争は、一九一三年九月國際借款團にて實業借款及鐵道借款を除外し、此れを各國の自由競争に委すことを決議せる後、遂に愈々激烈となり、各國は相争ひて辭を鐵道投資に託し、其勢力の擴張を企圖せざるもの無し。其先鞭を著けたるものは即ち露國にして、其中國の借款團と第一次善後借款を交渉せる時、逡巡して遽に決定すること能はざるに乘じ、佛國と相謀り、一九一二年十月白耳義財團をして計二億五千萬法の海蘭（江蘇省海州より甘肅省蘭州に至る）鐵道借款を契約せしめ、其翌年七月復た白耳義財團をして計一千万磅の同成鐵道（山西省大同より四川省成都に至る）借款契約を締結せしめ、一九一六年三月には、自ら出でて親しく哈爾濱附近より黒河に至る濱黑鐵道の五百萬磅借款契約を締結したり。其他佛國の如きも亦一九一三年十月、浦口修築及北京市街改良の資金供給を契約

し、其額は一億五千萬法に達せり。同時に其翌年一月遂に欽淪鐵道（廣東省欽洲より四川省重慶に達す）の計六億法の借大借款契約を締結せり。彼の英國に至りては、上述せる露・佛兩國の雄圖に拮抗する爲め、遂に更らに壯大なる計劃を企謀するに至り、先づ一九一三年十一月先に得たる浦信鐵道の投資權に對し、三百萬磅の正式投資を實行し、同時に其翌年三月寧湘（南京より長沙に至る）鐵道建設の投資（其額七百萬磅）を實行し、又同年七月沙興鐵道（湖北省沙市より貴州省興義に達す）の投資（其額一千万磅）を實行し、並に中國をして雲南大理鐵道に對する投資權を承認せしめたり。獨逸も亦前記各國の軌道に倣ひ、一九一四年六月、順濟（濟南より順德に至る）及高徐（高密より徐州に至る）兩鐵道に對する投資權を獲得せり。日本も亦一九一三年十月四平街洮南・長春洮南・洮南熱河・關原海龍吉林及洮南熱河線より海口に至る所謂滿蒙五鐵道の投資權を獲得し、一九一五年十二月に及び、遂に其中の四洮鐵道建設資金計五百萬圓の借款契約を締結し、復た一九一二年五月及一九一四年五月、計七百五十萬圓の南潯鐵道借款を實行し、更らに一九一五年五月山東省に關する條約を締結せしが、此れ即ち所謂山東問題なるものなり。又一九一七年には曩に米國の獲得せる山東運河借款に参加し、此れを日・米の共同借款となさしめ、且つ一九一八年十月遂に上述せる滿蒙四鐵道及獨逸より繼承せる山東鐵道延長の兩線（順濟及高徐）に對する計五千萬圓の借款契約を締結せり。米國は多年只各國の上述せる爭奪を傍觀し來りしが、此に至りて遂に消極的なるに忍びず、竟に一九一

四年一月以來、淮河流域地方の灌漑を目的と爲せる計一千萬弗借款及山東省内の大運河及其支流湖沼を濬渫するを目的となせる計三百萬弗の山東運河借款を契約し、同時に一九一四年二月、陝西・直隸の石油採掘に對する投資權を獲得せり。

此の如くにして、英國は即ち其多年經營せる中國の中部より緬甸・印度を経て歐洲に達する世界大交通路の實權を獲得し、同時に各種の利權を獨占せるのみならず、並に且つ南は即ち香港九龍を根據となし、佛國の勢力圏内たる兩廣地方に其勢力を振張し、北は即ち威海衛に據りて露國の蠢動を牽制し、只に此れのみならず、更らに關内外の鐵道に據りて深く遼西地方に其羽翼を擴張せんと欲せり。一面露國は即ち一は西比利亞鐵道を延長して蒙古を横貫し、山西・陝西を通過して長江の上流四川境内に達し、二は即ち同時に露領中央亞細亞鐵道を延長して陝西・河南・江蘇の肥沃なる平野を横貫し、而して揚子江に出で、以て長江以北を勢力範圍内に收めんとする大野心を抱けり。同時に其同盟國なる佛國は、亦其屬地たる安南及其租借の廣州灣を根據と爲し、或は兩廣に、或は雲南・湖南・湖北に其勢力を扶植し、中國の中部に於いて露國と聯絡せんと謀れり。獨逸は稍や遜色あれども、亦其極東經營の根據地たる青島より出發し、山東省を中心と爲し、直隸・河南の大部分及安徽・江蘇の北半を包擁せんと圖れり。米國も亦此等と拮抗雁行せんと焦慮せり。列國の活動は此の如く活潑となり、遂に前代未聞の局勢を演出し、東亞の平和は、竟に其れによりて將に一大脅威を受けんとする状態に陥れり。

然りと雖、歐洲大戰の勃發するに及び、國際間の勢力均衡上遂に一大變化を來し、加ふるに歐洲各國の經濟財政も亦均しく重大なる打撃を受けたるを以て、上述せる歐洲各國の極東經路事業は多く挫折し、且つ當時米國より提唱せる新借款團は竟に成立を告げしかば、更らに各國の對支借款をして協調的色彩を帯びしめたり。此種々なる理由により、從來各國の中國に對して抱きたる覬覦觀念は漸く消滅せり。同時に中國も亦此機會に乘じ、山東鐵道の管理權並に管理を委任中の東支鐵道を恢復し、且つ既成鐵道をして多くは國有に歸せしめたり。故に歐洲大戰以後に成立せる借款は、只道清鐵道の延長・海蘭鐵道の建設・四洮鐵道の完成及京奉鐵道の修築等の如き、既定線に對する投資のみなり。然れども一面中國の財政は即ち窮乏を告げ、鐵道借款の元利の如き、多くは償還支拂不能に陥りしかば、遂に復た彼の中國鐵道國際管理の議を讓し、此れによりて中國鐵道は、即ち國際間の懸案たるを免るること能はざるに至れり。

凡そ遡りて中國鐵道の發達せる階段を見れば、四期に分たるべし。一八六三年より一八九四年に至る此期間は、排外運動國內に充實し、彼の鐵道の建築は頗る阻碍を受けしが、此れ第一期なり。然るに一八九五年以降は、即ち反動の空氣大いに醸され、鐵道事業は翕然として勃興し、同時に各國の利權爭奪を馴致せり。此れによりて此時より一九〇〇年に至る期間は、遂に各國の所謂勢力範

圍設定競争の局勢を呈せしが、此れ第二期なり。一九〇一年以後は又反動期に入り、第一期の状態を呈し、且つ其熱度は前に比して特に甚しく、其排外思想は燎原の火の如く全國に瀰漫し、各種の利権は遂に過半我が中國の收復する所と爲り、且つ鐵道を自から建設する企劃は相繼ぎて起り、進みて鐵道國有論擡頭し、此状態は一九一一年迄で繼續せしが、此れ第三期なり。一九一一年清朝傾覆し、民國光復次後は、復た各國の競争的投資の大局を演出し、各種の鐵道借款相繼ぎて成立し、進みて遂に各國をして鐵道政策に對し協調精神を採取するの時代を來さしめたり。

中國鐵道の發達は、既に上述せるが如し。故に其今日既に建設されたる鐵道は、凡そ外國租辦・借款官辦・官金官辦・商辦の四種に分るべし。中國の既設鐵道は民國十四年末を以てべ切りしが、合計七千二百哩あり。其間國家の所有に屬せるものは四千七百九十八哩に達すと雖、然かも實際に政府自身に建設し經營せるものは、五百八十餘哩に過ぎずして、其他は即ち一として外國の借款に依りて成立せるものにあらざるは無し。加ふるに國有にあらざる鐵道は、其外國租辦なるは、東支鐵道を除外するも尙一千二十哩に達せり。但し此種の外國租辦鐵道は、一定の期間を経たる後は、固より有償或は無償にて中國に還付さるべきも、然かも條約期間中は、其管理營業等を舉げて外國の掌中に歸せしめざるを得ざるなり。

此れによりて之れを論ずれば、中國の鐵道は豈に列國の利權政策によりて生せるものにあらずや。

加ふるに所謂豫定線は二萬二千五百六十哩（此中には建設中のもの八百四十哩、並に所謂未設線八千七十哩を含む。）に達し、此れ亦已に外國の借款を以て建設すべく契約されたり。凡そ中國の鐵道借款は、遡れば、一八九八年（光緒二十四年）始めて歐洲市場に鐵道公債を販賣して以來、逐年増加し、特に民國の光復以來、政費に流用する目的を以て、鐵道の建設を口實として恣に借款を起せるものも、亦其數少なからざるなり。故に現在此種の外債原額總計は已に一億二千二百萬磅の巨額に達し、未發行額及已に償還済みの額を差し引きて論ずるも、一九二二年末に於いて、尙五千四百四十餘萬磅の多額に達し、毎年支拂ふべき元利は、幾んど六千萬元を逾ゆる趨勢にあり。鐵道の管理權は現在已に多くは中國に歸屬せしと雖、然かも其借款契約は多く一切の鐵道附屬財産を以て其擔保品と爲すべく規定せり。故に其營業の收支相償はずと雖、然かも外債元利の償還支拂は、已に政府より保證せるを以て、契約通りに償還支拂をなさざるを得ざるなり。是に於いて中國政府の苦痛は自から甚だしく、列國も亦借款の將來に對して危懼の念を抱くに至れり。

第四節 鐵道建設の急務と外債

中國の既成並に計劃中の鐵道は、多く外國の借款に基いて成立せるものにして、這は已に前回に誌せり。即ち今後漸に計劃を行ふ鐵道も、亦外國の投資に頼るを免れざる状態にあるは、中國の現状に照して已を得ざる歸趨なり。同時に鐵道の建設は、河川・運河の改修並に道路の開設に比して、

亦中國今後の緊要なる國策の一たるを失はざるなり。蓋し凡そ中國の經濟は、固より農業を以て本と爲すの性質を有し、廣大なる土地並に此種の土地を開發するに頗る適切なる労働者を擁せるものなれば、其經濟の根本方針を振興せんと欲すれば、自から發展に努力する彼に天然の資源を開發するに關係ある原始的産業を與ふる一點にあらざるは無く、既に此種の目的あれば、即ち最初に國內の交通機關開設に着手するにあらざれば不可なり。且つ元來中國國內の秩序を維持せんと欲すれば、人口の過半を占むる細民に生計を附與する必要あり。今若し果して此種の交通事業にして次第に工業を興しなば、國內の廣大なる經濟資源は亦之れによりて漸次開發を見るべく、且つ前述の秩序維持上に於いても、亦至大の效果あるべく、此れ一舉兩得にあらずや。然り而して從來より夙に此種鐵道建設の主張に對しては、種々異論反對ありしものにして、曰く、假に中國國內の諸鐵道にして若し延長さるゝも、而かも中國の生産通商は一定にして、必ずしも此れに従ひて進歩すること能はざれば、今日の中國は水運の改善或は道路の修築を以て捷徑と爲すべしと。或は曰く、鐵道の建設は毎哩に付き一千六百磅の經費を要し、且つ其運輸能力は亦限りあれども、然かも自動車道路は、其建設に中國に在りては一哩に付き僅かに一千二百磅を要するのみならず、而かも其搬運能力は殆んど無制限なりと。然りと雖、以前經濟上の目的を超越して鐵道を建設し、所謂勢力範圍の設置をのみ庶ひ、弊害のみ多くして利益の少なかりし當時は論せず、之れを除外しなば、此處大無限の地域

を開拓するには、其鐵道の建設に恃つべきもの亦決して僅少なざるべし。加ふるに中國の人口は水路に沿ひて密集し、其人口の分布状態偏重に過ぐれども、此種の鐵道は亦人口の分布をして稍や平均ならしむべく、且つ其鐵道を無人の曠野に延長するも、亦必ずしも無謀の舉なりと斷すること能はざるべし。彼の運輸能力の遙かに鐵道に優れたる水運及道路の修築或は開設は、中國の發展に貢獻すること固より大なれども、然かも此種の計劃を實行するには、亦各國の投資に頼らざるを得ざるなり。然らば即ち凡そ此種の事業に投下する外資に關し、元利の償還支拂の保證に就きて論じなば、即ち鐵道の如く簡單にして便利なる方法を採用するに如かざるなり。之れを要するに、中國に於ける鐵道の建設は、水運道路の改修建設と共に能く獨立を宣言し得るものにして、共に重要な意味を有するものなり。

中國の既設鐵道は計七千三百哩なれば、面積二百七十七方哩人口五萬八千人に對し、其鐵道の哩數は僅かに一哩の割合なり。然るに米國の如きは即ち二十三萬八千餘哩を擁するを以て、面積十二方哩人口三千八百人に對して鐵道一哩の割合となり、又日本の如きは面積十六方哩人口八千人に對して鐵道一哩の割合となり、印度の如きも、亦面積四十方哩人口八千六百人に對して鐵道一哩の割合となり、約中國の七倍に達せり。

中國鐵道の經營は、外國に比較して其經費非常に僅少ななるにより、各線路は未だ統一されざるを

以て、運輸上の全能力を發揮すること能はずと雖、而かも皆相當の収益を得、借款鐵道の如きは、聞く所に據れば、殆んど外國の投資額に對して一割二分以上の利益を收むと云ふ。而して南滿鐵道は一哩に對して、營業上の收入一年平均七萬七千四百十元を得べしと云ふも、中國鐵道は即ち一哩に對して僅かに一萬五千六百八十九元の收入あるのみなれば、中國鐵道は營業上尙幾多改良すべき餘地あるや明なり。此れを總括して論ずれば、中國の鐵道は、既に從來の如く勢力範圍を定むるを以て目的と爲すべきものにあらず、即ち全然資源の開發を以て歸宿と爲すべきなり。然れば即ち只に列國の有利なる投資目標たるのみならず、且つ中國の財政上に對しても亦頗る貢獻する所あるや必然たり。

(閩報民國十七年十月より)

支那最近の工業並に財政 (終り)

終